

沖縄県土木建築部発注の  
建設コンサルタント業務における  
総合評価落札方式の試行要領の手引き

【土木編】

令和4年7月1日 改定版  
(令和5年2月訂正)

沖縄県土木建築部

## 目 次

1. 発注・契約方式の概要・選定及び総合評価落札方式の実施手順	1
1.1 本手引きの適用範囲	1
1.2 発注・契約方式の概要	1
1.2.1 発注・契約方式の種類	1
1.2.2 各発注方式・契約方式の概要	1
1.2.3 発注・契約手続選定の考え方	4
1.3 総合評価落札方式（標準型）（簡易型）の実施手順	5
2. 競争参加資格・手続について	7
2.1 競争参加資格の確認	7
2.2 参加表明書、証明資料、技術提案書、参考資料について	7
2.2.1 競争参加資格	7
2.2.2 入札に参加する参加者を指名するための基準等	11
2.2.3 指名者数の基本的な考え方	11
2.3 手続きについて	12
2.4 競争参加資格要件及び各段階の評価における留意事項	14
2.5 参考見積の取扱い	19
3. 配点・審査・評価	20
3.1 配点に関する基本的な考え方	20
3.2 指名段階における配点	20
3.3 入札段階における配点	22
3.4 技術評価の基本的な考え方	25
4. 総合評価落札方式における具体的な審査・評価について	26
4.1 入札説明書及び指名段階での技術評価について	26
4.1.1 入札説明書	26
4.1.2 指名段階での技術評価	27
4.1.3 入札段階での技術評価	29
4.2 指名段階における評価留意事項	33
4.2.1 指名段階【①企業の評価】参加表明者の経験及び能力	33
4.2.2 指名段階【②予定管理技術者の評価】予定管理技術者の経験及び能力	40
4.2.3 指名段階【③業務実施体制】	46

4.3	入札段階における評価留意事項	47
4.3.1	入札段階【①予定技術者の評価】 予定技術者の経験及び能力	47
4.3.2	入札段階【②ヒアリング】	53
4.3.3	入札段階【③実施方針】	53
4.3.4	入札段階【④評価テーマ】	54
5.	総合評価落札方式による落札者の決定	55
6.	その他留意事項	577
6.1	評価内容の担保	577
6.2	中立かつ公正な審査・評価の確保	577
6.3	情報公開	588
6.4	管理補助技術者の配置について	588
7.	参考資料	599
7.1	標準的な発注方式事例	599
7.2	同種・類似業務の取扱事例について（参考）	655
7.3	総合評価落札方式における評価テーマ事例（案）	699
7.4	様式について	744

## はじめに

本手引きは、建設コンサルタント業務のプロポーザル方式及び総合評価落札方式の手続きを進めるに当たり、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）、沖縄県土木建築部発注の建設コンサルタント業務に係るプロポーザル方式試行要領（平成23年3月31日土企第2622号）及び沖縄県土木建築部発注の建設コンサルタント業務に係る総合評価方式試行要領（平成23年3月31日土企第2622号）などの業務契約に至る規則又は各種要領等との整合を図るとともに、記入事例や要領等への解説を加え、事務手続きを円滑に行うために作成したものであります。

当該手引きに示した評価基準は、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」（平成21年4月20日、国地契第3号、国官技第11号、国営整第16号）及び「建設コンサルタント業務等の入札・契約手続きの運用について」（平成12年12月6日、建設省厚契発第43号、建設省技調発第191号、建設省営建発第70号）を基に土木建築部で試行的に実施した事例を参考に修正を加えています。

土木建築施設は、その一つ一つが施工条件や周辺環境条件が違うことから、各々がオーダメイト的に施工されおり、企画・設計段階から受注企業や技術者に求める能力も各々違いがあることから、当該手引きで示した評価基準は一例であり、現場の状況に応じて適切に変更することを前提としております。

なお、当該手引きは、昨今の変化の著しい入札制度の改定に対応するため随時変更を加える予定であることから、各担当者においては、最新の情報に留意し、適正な事業執行に努めて頂きたい。

技術・建設業課

経緯	策定	平成23年3月31日	土技第1111号	(H23.4.1より適用)
	改定	平成24年3月2日	土技第1100号	(H24.4.1より適用)
	改定	平成30年2月21日	土技第1120号	(H30.4.1より適用)
	改定	平成31年3月26日	土技第1749号	(H31.4.1より適用)
	改定	令和2年2月21日	土技第1406号	(R2.4.1より適用)
	<u>改定</u>	<u>令和4年7月1日</u>	<u>土技第163号</u>	<u>(R4.7.1より適用)</u>

### [R4.7.1版 主な改定]

○企業及び技術者の評価項目「成績」について、沖縄県土木建築部優良業務等表彰要領の施行にともない、「表彰」を追加。

○手持ち業務量を国の改定にあわせ、「4億円未満」から「5億円未満」へ改定。

○国のガイドラインに合わせ、総合評価方式の技術評価点に履行確実性評価を導入。

○手持ち業務の「かつ」、「または」について、「かつ」へ統一。

○6.その他留意事項－管理補助技術者の配置について質疑多い事項を追記。

### [R5.2訂正]

4.2.2 指名段階【②予定管理技術者の評価】 予定管理技術者の経験及び能力

(3)手持ち業務

1)手持ち業務金額及び件数（特定後未契約のものを含む。）

c) ～中略～下記項目に該当する場合は選定しない。

訂正前：○円以上かつ手持ち業務の件数が○件以上

△円以上かつ手持ち業務の件数が△件以上

訂正後：○円以上、又は手持ち業務の件数が○件以上

△円以上、又は手持ち業務の件数が△件以上

以下の要領等も合わせて確認すること

- 沖縄県土木建築部発注の建設コンサルタント業務の総合評価落札方式試行要領（平成 23 年 3 月 31 日土企第 2622 号）
- 沖縄県土木建築部建設コンサルタント業務の総合評価落札方式における低入札価格調査制度施行要領（平成 23 年 3 月 31 日土企第 2622 号）
- 測量及び建設工事コンサルタント業者等の指名に関する要領(平成 27 年 4 月 27 日土総第 429 号)
- 測量及び建設工事コンサルタント業者等の指名に関する要領\_指名基準の運用基準

【土木関係建設コンサルタント業務の場合】

- 総合評価落札方式ヒアリング実施要領
- 総合評価落札方式（標準型）における技術評価点の採点例
- 総合評価落札方式（簡易型）における技術評価点の採点例
- 総合評価落札方式における評価テーマ事例（案）

【建築関係建設コンサルタント業務の場合】

- 簡易公募型総合評価落札方式（標準型及び簡易型）における公示分及び入札説明書例
- 総合評価落札方式における技術資料標準例
- 総合評価落札方式における技術資料評価要領（案）

【国のガイドライン】

- 沖縄総合事務局開発建設部の建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン（案）【建設系】[\(令和4年3月一部改定\)](#)
- 建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン(平成 27 年 11 月)

要領等については、沖縄県土木建築部技術・建設業課のホームページを参照。

# 1. 発注・契約方式の概要・選定及び総合評価落札方式の実施手順

## 1.1 本手引きの適用範囲

沖縄県土木建築部発注の建設コンサルタント業務の総合評価落札方式試行要領に基づき、沖縄県土木建築部が発注する建設コンサルタント業務等の以下の業務において、主務課長、事務所等が必要と認める業務は、本手引きを参考に手続を進める。

- 測量、建設コンサルタント業務  
(測量、土木に関する工事の設計又は監理、調査、企画、立案、支援を行う業務)
- 地質調査業務  
(例：測量、地質・土質調査、土木設計、企画調査、土木施工管理、環境調査業務、用地補償業務など)

## 1.2 発注・契約方式の概要

### 1.2.1 発注・契約方式の種類

建設コンサルタント業務等の入札契約方式には競争入札と随意契約がある。

競争入札には発注方式として価格競争と総合評価落札方式があり、契約方式（業者選定方式）として一般競争入札、指名競争入札がある。

随意契約には発注方式としてプロポーザル方式と随意契約がある。

表－1 入札・契約方式

入札契約方式	発注方式	契約方式（業者選定方式）		評価項目
競争入札	価格競争方式	一般競争入札		価格
		指名競争入札	公募型 簡易公募型 通常指名	
	総合評価落札方式 (標準型) (簡易型)	一般競争入札		価格+技術力
		指名競争入札	公募型 簡易公募型	
随意契約	プロポーザル方式	公募型プロポーザル		技術力
		簡易公募型プロポーザル		
		指名型プロポーザル		
	上記以外の随意契約			—

### 1.2.2 各発注方式・契約方式の概要

建設コンサルタント業務等の契約にあたっては、当該業務の内容により、価格競争方式、プロポーザル方式、総合評価落札方式の発注方式を基本とする。

品質の高い成果を期待する業務については、積極的に総合評価落札方式又はプロポーザル方式を活用すること。

各発注方式の概要を以下に示す。

※仕様とは、業務の目的にかなう成果物を得るための方法や手段

## (1) 価格競争方式

あらかじめ、信用力や技術力が適切と認められる数者を指名し、入札価格が最低（最高）の者をもって契約相手方とする方式を指名競争入札方式という。

指名される者を募る場合は、公募型指名競争入札という。また、参加要件を満たす者全てに入札参加資格を与える場合は、条件付き一般競争入札という。

一定の資格・成績等を付することにより、品質を確保できる業務は、価格競争方式を選定する。

## (2) 総合評価落札方式

事前に仕様を確定可能であるが、実施方針や技術提案を求めることにより、より品質の高い成果が期待される場合は、総合評価落札方式を選定する。総合評価落札方式には標準型及び簡易型を定める。

本方式は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、価格及び品質（技術提案書）が総合的に優れた内容の者と契約を行うものである。

本方式を選定した場合において、当該業務の実施方針以外に、業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマ（以下「評価テーマ」という。）を示し、評価テーマに関する技術提案を求めることによって、品質向上を期待する業務の場合は、標準型の総合評価落札方式を選定し、評価テーマに関する技術提案を求める必要はない場合は、簡易型の総合評価落札方式を選定する。

### 1) 標準型

標準型では、業務の仕様の範囲内で品質向上の方法の提示を求める評価テーマを示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求め、価格と技術力を総合的に評価する。

業務の難易度に応じ、実施方針と評価テーマ数が1つで評価が可能な業務については、原則として価格と技術力の評価に関する配点の比率を1：2とし、より業務の難易度が高く実施方針及び評価テーマ数が2つで評価する必要がある業務については1：3とする。

評価テーマ数が1つであっても、入札者に対して高度な技術提案を求めること及び、高い知識又は構想力・応用力を十分に確認することができ、業務及び工事の品質向上が期待できる難易度の高い業務については、配点比率を1：3とすることも可能とする。

価格：技術	評価テーマ、業務内容
1：2	● 実施方針と評価テーマ数が1つで評価が可能な業務
1：3	● より業務の難易度が高く実施方針及び評価テーマ数が2つで評価する必要がある業務 ● 評価テーマ数が1つであっても、入札者に対して高度な技術提案を求めること及び、高い知識又は構想力・応用力を十分に確認することができ、業務及び工事の品質向上が期待できる難易度の高い業務

### 2) 簡易型

簡易型では、技術提案として当該業務の実施方針の提出を求め、価格との総合評価を行う。価格と技術の評価に関する配点の比率は原則1：1とし、業務の難易度に応じて1：2を用いることも可能とする。

### (3) プロポーザル方式

プロポーザル方式は、業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマ（評価テーマ）を示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求め、技術的に最適な者を特定する発注方式である。

契約上は、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」として、地方自治法施行令第167条の2第2項の規定に基づく随意契約である。

以下の業務の場合は、プロポーザル方式を選定する。

- 事前に仕様を確定できない場合
- 事前に仕様を確定可能であるが、提出された仕様に基づいた方がよりよい成果が期待できる場合
- 業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる場合
- 象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる場合（いわゆる設計競技方式の対象とする業務を除く。）
- 上記の考え方を前提に、業務の予定価格を算出するに当たって標準的な歩掛がなく、その過半に見積を活用する場合

ただし、予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではない又は専門的な技術が要求される業務ではないもの等については総合評価落札方式又は価格競争入札方式を選定できる。

#### 1) 「公募型」と「指名型」について

「公募型」又は「指名型」により選定した者からプロポーザル（技術提案書）の提出を求め、技術的に最適な者を特定する手続である。

##### ア 公募型

当該手続への参加を希望する者を公募し、その応募者のうち一定の条件を満たす者から技術提案を受ける方式をいう。

##### イ 指名型

あらかじめ一定の要件を満たす複数の者を選定し、技術提案書の提出意思を表明する書類の提出があった者から技術提案を受ける方式をいう。

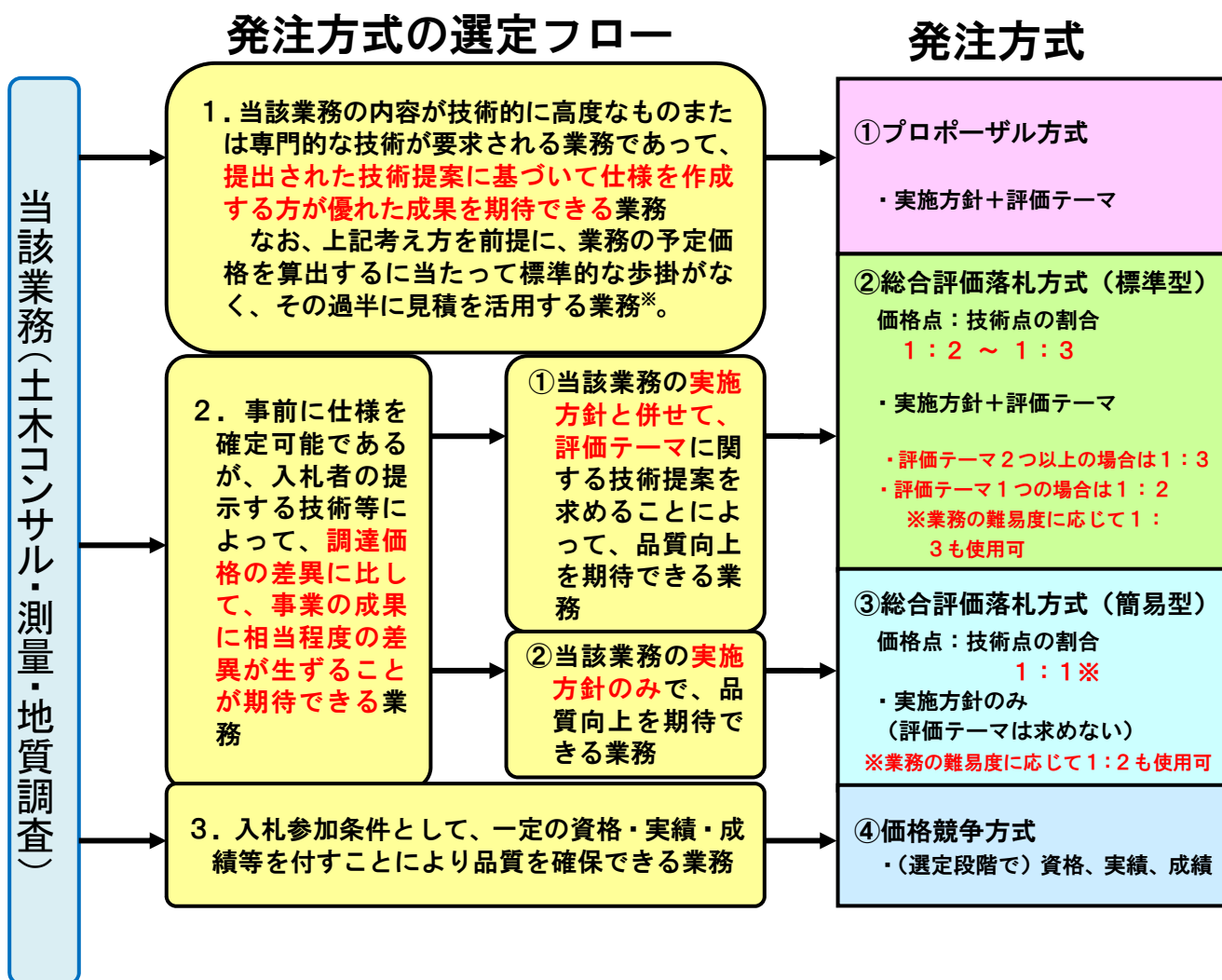


### 1.2.3 発注・契約手続選定の考え方

発注方式の選定にあっては、「発注方式の選定フロー」(図 1-1) 及び「標準的な発注方式事例 (以下「標準発注事例」という。)」(7.1 標準的な発注方式事例) を参考に、業務内容等を勘案のうえ設定する。

※標準発注事例は目安として活用すること。

※標準発注事例は、業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。



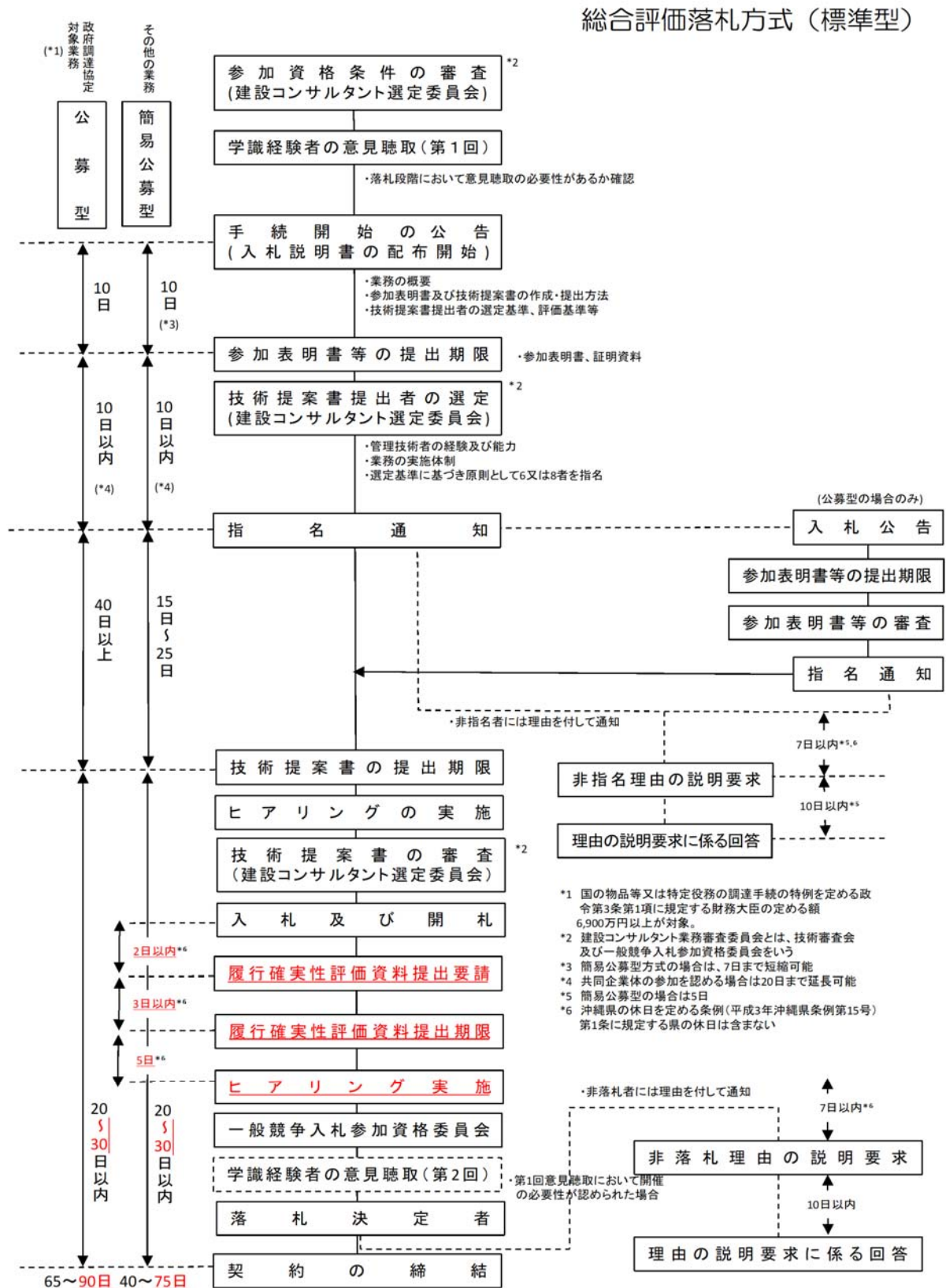
※ 予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争方式を選定できる。

図 1-1 発注方式の選定フロー

### 1.3 総合評価落札方式（標準型）（簡易型）の実施手順

#### (1) 総合評価落札方式（標準型）の実施手順

標準型を実施する場合の、標準的な手順は以下のとおり。日数は、業務の内容に応じて短縮可能とする。

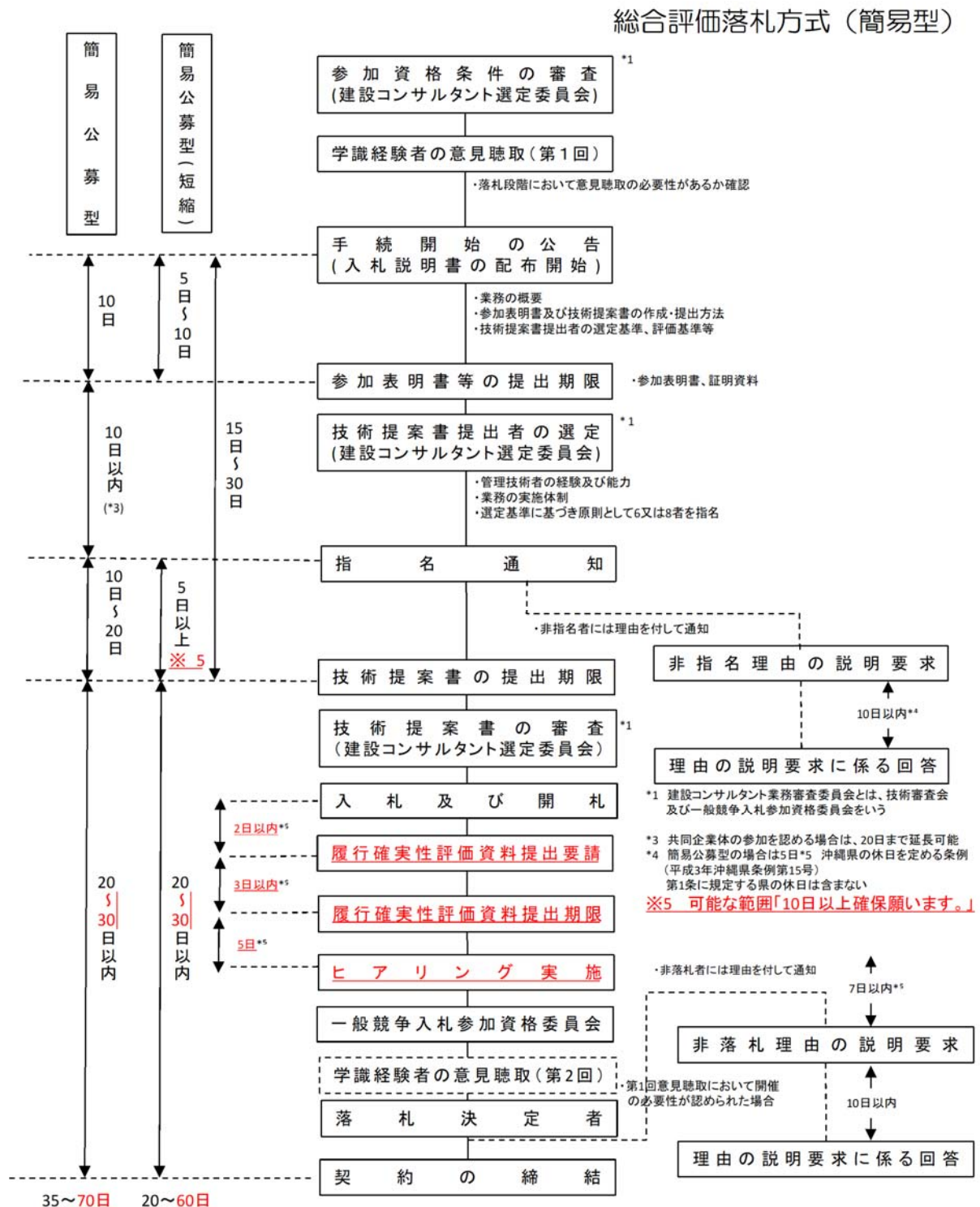


## (2) 総合評価落札方式（簡易型）の実施手順

簡易型を実施する場合の、標準的な手順は以下のとおり。日数は業務の内容に応じ短縮可能とする。

また、簡易型では、簡易公募型もしくはそれに準ずる方式を採用する場合において、参加表明書の作成手順手続きと技術提案書の作成手続きを併行して実施することにより、手続きに要する期間の短縮を図ることとする。

なお、働き方改革推進を踏まえ、提案者の業務効率化・負担軽減のため、可能な範囲でフロー手続きに準じて（参加表明書と技術提案書の併行した提出は避ける等）実施願います。



## 2. 競争参加資格・手続について

### 2.1 競争参加資格の確認

総合評価落札方式の競争参加資格の設定は、対象となる業務内容に応じて、適正に設定する必要がある。項目の設定は、技術審査会、指名審査会において、十分検討すること。

### 2.2 参加表明書、証明資料、技術提案書、参考資料について

参加表明書、証明資料、技術提案書、参考資料は以下のとおり。

名称		提出段階	内容
参加等 表明書	参加表明書	指名段階	別記様式-1、1の2 別記様式-2、2の2、3、4、5の1～6、6、6の2～3、7、8
	証明資料	指名段階	参加表明書の内容を証明する資料
技術料 資	証明資料	入札段階	
	技術提案書	入札段階	別記様式-11、12、13
参考資料		指名段階	内容確認シート【〇〇段階】

#### 2.2.1 競争参加資格

##### (1) 競争参加資格

原則として、参加表明書に記入させて確認する。

(参加要件とはせず、評価の対象とすることも可能。)

##### 1) 参加者に共通して求める要件（共同企業体にあつては、全ての構成員が該当する。)

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- ② 土木関係建設コンサルタント業務（〇〇部門）に登録を受けている者であつて、沖縄県の令和〇・〇年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿における業種区分〇〇、登録業種〇〇に登録された者。  
(業務の難易度により、コンサルタント登録の「部門」は設定する。)
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと（上記②の再認定を受けた者を除く。)
- ④ 参加表明書等の提出期限の最終日から落札決定日までの期間において、沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- ⑤ 参加しようとする者との間に資本関係、人的関係又はその他の入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- ⑦ 沖縄県内に、本店（支店又は営業所）があること。

【※単独発注、共同企業体発注により適宜設定する】



- ⑧ 実施方針及び評価テーマが適正であること。  
【※標準型においては、評価テーマを対象とする】

2) 共同体の結成にあたっての要件

共同企業体発注の場合に設定する。

- ① ○社共同企業体とする。
- ② 自主結成方式とする。
- ③ 当該業務に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
- ④ 代表者は構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
- ⑤ 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、○%以上でなければならない。  
【※工事に準じて検討する。】
- ⑥ 共同企業体の協定書が、参加説明書と同時に配布する「共同企業体協定書」によるものであること。

(2) 参加者の実績及び管理技術者等の要件（案）

共同企業体の場合は、「代表構成員」を対象とする。

1) 企業に関する要件

- ① 配置予定技術者については、2), 3), 4) に挙げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該委託業務に配置できること。
- ② 同種又は類似業務の実績

技術者のみに業務実績を求める場合は、要件としない。

下記に示される同種業務又は類似業務について、平成○年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、実施した業務○件以上の実績を有さなければならない。

a 同種業務：	○○の設計業務（土木構造物関係）（基本設計・実施設計等）
b 類似業務：	△△又は□□の設計業務（土木構造物関係）（基本設計・実施設計等） （△△とは、××と定義する。以下同じ。）
（同種業務、類似業務とも国・都道府県・政令指定都市、市町村、○○整備機構、高速道路株式会社の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。以下同じ。）	

- 同種・類似業務の設定は、当該業務内容を考慮して設定する。
- 参加証明書等における企業の同種又は類似の実績を評価する。

## 2) 配置予定技術者の資格に関する要件

### ① 管理技術者

共同企業体の場合は、「代表構成員」が管理技術者等を配置すること。

予定技術者は、下記に示す条件を満たす者であり、以下のいずれかの資格保有者であること。

【技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がない場合の例】

①	技術士（総合技術監理部門：選択科目を建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。 技術士（建設部門又は〇〇部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。当該で平成13年度以降に試験に合格した者は、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（技術士制度における技術部門）に4年以上従事している者。 博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）
②	RCCM（〇〇〇部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。 地質調査技士（地質調査分野に適用） 土木学会認定技術者【特別上級、上級、1級】（土木関係分野に適用） コンクリート診断士（コンクリート構造物の維持・修繕に適用） 土木鋼構造診断士（鋼構造物の維持・修繕に適用）等

【技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がある場合の例】

①	技術士（総合技術監理部門：選択科目を建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。 技術士（建設部門又は〇〇部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。当該で平成13年度以降に試験に合格した者は、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（技術士制度における技術部門）に4年以上従事している者。 博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）
②	国土交通省登録技術者資格（施設分野：〇〇－業務：〇〇） RCCM（国土交通省登録技術者資格（施設分野：〇〇－業務：〇〇）を除く）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。 土木学会認定技術者【特別上級、上級、1級】（国土交通省登録技術者資格（施設分野：〇〇－業務：〇〇）を除く）
③	上記以外のもの（国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの）

- 業務の内容に応じて、技術士の専門部門を設定する。
- 参加表明書等における保有資格を評価する。
- 記載内容を証明資料により確認する。
- 測量業務において、測量士は参加資格としない。

### ② 照査技術者

共同企業体の場合は、「代表構成員」が照査技術者を配置すること。

その他「①管理技術者」に要する資格保有と同じ。

## 3) 配置予定技術者の業務実績に関する要件

### ① 管理技術者

共同企業体の場合は、「代表構成員」が管理技術者等を配置すること。

管理技術者は、平成〇年度以降に完了した業務において、下記 a 若しくは b の実績を〇件以上有すること。

a 同種業務：	〇〇の設計業務（土木構造物関係）（基本設計・実施設計等）
b 類似業務：	△△又は□□の設計業務（土木構造物関係）（基本設計・実施設計等） （△△とは、××と定義する。以下同じ。）
（同種業務、類似業務とも国・都道府県・政令指定都市、市町村、〇〇整備機構、高速道路株式会社の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。）	

- 参加証明書等における同種又は類似業務の実績を評価する。
- 記載内容を証明資料により確認する。
- 再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。職務上従事した立場は、管理技術者又は担当技術者とする。
- 予定管理技術者が、評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。

## ② 照査技術者

共同企業体の場合は、「代表構成員」が照査技術者を配置すること。

「①管理技術者」の業務実績に関する要件と同じ。但し、職務上従事した立場は照査技術者も認める。

## 4) 配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件

- 管理技術者は、全ての手持ち業務の契約金額が **5億円**未滿かつ手持ち業務の件数が10件未滿である者とする。
- ただし、契約金額が1,000万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が2億円未滿**か**手持ち業務の件数が5件未滿とする。
- 手持ち業務量とは、平成〇年〇月〇日現在（特定後未契約のものも含む）において、管理技術者及び担当技術者となっている500万円以上の他の業務をいう。
  - 参加表明書等における配置予定管理技術者の手持ち業務量が、〇億円未滿かつ〇件未滿であることを確認する。
  - ただし、国土交通省、沖縄総合事務局開発建設部及び沖縄県土木建築部発注業務において、低価格受注がある場合は、「**5億円未滿**」は2億円程度、「10件未滿」は5件程度とする。業務内容に応じて適宜設定する。
  - 共同企業体の手持ち業務量については、各企業の出資比率により算出した請負額とする。

(3) 代表構成員以外の構成員に求める要件

共同企業体の場合対象とする。

- 1) 沖縄県内に本店を置く者であること。
- 2) 業務実績に関する要件

企業又は、担当技術者のいずれかに実績を求める。

なお、企業に実績を求め、担当技術者へ実績を求めない場合、評価対象の担当技術者は、代表構成員及び構成員以外の構成員いずれでも配置できる。

① 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種業務又は類似業務について、平成〇年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、企業単体もしくは共同企業体構成員として、〇件以上の実績を有さなければならない。

a 同種業務：	〇〇の設計業務（土木構造物関係）（基本設計・実施設計等）
b 類似業務：	△△又は□□の設計業務（土木構造物関係）（基本設計・実施設計等）

② 配置予定技術者（担当技術者）の業務実績に関する要件

担当技術者は、平成〇年度以降に完了した業務において、下記 a 若しくは b の実績を〇件以上有すること。

a 同種業務：	〇〇の設計業務（土木構造物関係）（基本設計・実施設計等）
b 類似業務：	△△又は□□の設計業務（土木構造物関係）（基本設計・実施設計等）

- 参加表明書等における同種又は類似業務の実績を評価する。
- 記載内容を証明資料により確認する。
- 担当技術者については、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。職務上従事した立場は、管理技術者又は担当技術者とする。

## 2.2.2 入札に参加する参加者を指名するための基準等

入札に参加する者（以下「指名者」という。）の指名は、測量及び建設工事コンサルタント業者の指名に関する要領第2条に基づき行う。

なお、同基準中の「(1)当該業務に対する技術的適正、(2)会社の経営状況及び使用人数並びに技術者の状況、並びに(4)過去における成果の状況」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

## 2.2.3 指名者数の基本的な考え方

- 原則、指名者は6又は8者程度とする。
- 指名の対象となる者のうち最下位順位で同評価の指名者が複数存在する等の場合には、6又は8者を超えて指名する。
- 6又は8者とする判断基準は、「測量及び建設工事コンサルタント業者の指名に関する要領」第5条に基づき指名を行う。
- 技術提案書の提出要請が可能な者が6又は8者以下の場合であっても、その後の手続きを進めることは可能である。
- 少数応募の可能性のある案件については、応募者が増えるような要件設定を検討すること。特に、継続業務は過年度成果を熟知している業者が一者入札で契約する傾向があるので、公告等に、継続業務に関する過年度業務内容津、新たな参加者へ分かり易い情報を提供することにより、競争性を高めるとともに、公平性、透明性の確保に努めること。



## 2.3 手続きについて

発注機関は、技術的要件及び評価基準を入札説明書において明示し、仕様書とあわせて参加希望者に配布する。

入 札 説 明 書 等	公 告	業務概要、競争参加資格、各種手続きを示すもの
	入札説明書	以下の事項を明示したもの 技術的要件：指名者に求める資格・要件等 評価基準：指名者を指名する基準及び技術提案書の特定に関する技術力等の評価基準 その他、各種手続に関する事項
	仕 様 書	業務の仕様を示すもの

### (1) 技術的要件

技術的要件は、業務内容における必要性・重要性に基づき適切に設定し、必須の要件及びそれ以外の要件に区分して、入札説明書等に明示する。

なお、定量的に評価し得る技術的要件（技術等を数値化できるもの）は、原則として数値で表すこととし、それが困難で定性的に表示せざるを得ないものについては、可能な限り詳細かつ具体的に明示する。

### (2) 評価基準

評価に関する基準は、技術等の評価項目、得点配分（入札価格の得点及び技術等の得点）、その他の評価に必要な事項とし、入札説明書等に明示する。

技術等の評価項目及び得点配分は、業務上の必要性・重要性に基づき適切に設定し、必要な範囲を超えたものは、評価の対象から除外する。

数値等により定量的に評価する範囲（上限値等）を示すことができる技術等の評価項目は、可能な限り詳細かつ具体的に明示する。

入札価格の得点と技術等の得点との配点割合は、当該業務内容及び評価の目的・内容等を勘案して適切に設定するものとする。

技術等の評価項目設定の指針となる事項について、次のとおり例示する。

#### 1) 予定技術者の経験及び能力に関する事項

予定技術者の実績は、管理技術者又は担当技術者として従事した実績を評価対象とする。

- ・技術者資格等、その専門分野の内容
- ・過去に担当した業務の成績
- ・同種又は類似業務等の実績の内容
- ・手持ち業務（専任性）

#### 2) 業務の実施方針等に関する事項

- ・業務理解度
- ・実施手順の妥当性

#### 3) 提案内容の的確性、実現性及び独創性に関する事項（標準型）

【総合的なコストに関する事項】

- a) ライフサイクルコスト  
維持管理費・更新費も含めたライフサイクルコスト
- b) その他  
補償費等の支出額等

【工事目的物の性能・機能又は調査の精度に関する事項】

c) 工事目的物の性能・機能

工事目的物の初期性能の持続性、強度、耐久性、安定性、美観、供用性、環境保全性、ユニバーサルデザイン等の性能・機能

d) 調査の精度

調査の精度を維持、向上するための計画、方法、技術等

【社会的要請に関する事項】

e) 環境の維持

騒音、振動、粉塵、悪臭、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染、景観、環境配慮等

f) 施工への配慮

工事施工上考慮すべき事項（工期、施工方法、近接構造物等への配慮）

g) 特別な安全対策

特別な安全対策を必要とする工事について安全対策

h) 省資源対策又はリサイクル対策

工事の際の省資源対策、リサイクルの対応

(3) 評価について

- 入札説明書等に基づき、発注機関による公正・公平な審査を通じて、適切に評価する。
- 審査は、全ての参加者に共通の基準で行い、特定の参加者の評価に特定の方法を用いない。
- 必要に応じ、開札前に資料のヒアリングを実施することができる。（その場合、その旨を入札説明書等に明示する。）
- 必須の評価項目は、入札説明書等に記載された必須の要件で示した最低限の要件を満たしているか否かを判定し、合格・不合格の決定をする。合格とされた者については、入札説明書等に基づき得点を与える。
- 必須以外の評価項目は、入札説明書等に記載された必須以外の要件を満たしているか否かを判定し、当該要件を満たしている場合は、入札説明書等に基づき得点を与える。
- 定性的な評価項目に関する評価には、十分、合理的な理由をもって行う。
- 技術等の評価にあたり実施試験を課す場合には、公正かつ公平な手段で行われることを確保するため、当該試験の実施内容・方法等を入札説明書等に明示する。
- 参加表明書に記載されている内容及びその内容を証明する証明資料を確認し、評価する。

## 2.4 競争参加資格要件及び各段階の評価における留意事項

- 参加表明書等における記載内容を評価する。
- 記載内容を証明資料により確認する。(資格証等の写し等)
- 証明資料により記載内容が確認できない場合は、評価しない又は参加資格無しとする。
- 一度提出された参加表明書等・技術資料が期限を経過した場合の、差し替え及び追加は認めない。
- 当該年度とは、公告日の属する年度である。
- 同種・類似業務は証明資料により実績を確認する。
- TECRIS に登録されている内容で必要事項が確認できる場合は、発注者がTECRISにより確認する。
- TECRIS 登録していない又は TECRIS に登録されている内容で必要事項を確認出来ない場合は、契約書及び業務内容(実績)が証明できる資料の写しにより確認する。
- 競争参加資格における業務実績は、証明資料により 60 点未満でないかを確認する。(60 点未満は実績としない)ただし、業務成績評定制度のない発注機関における業務実績は、この限りでない。
- 同種又は類似の業務の実績を数件出している場合は、同種業務の中で低い評価の業務1件で評価する。(同種業務がない場合は類似業務で評価する)
- 実績期間の毎年度の基準日は、「4月1日」として、それ以降に公告する案件から切り替える。(業務成績の評価基準日と合わせる)
- 総合評価落札方式(簡易型)について、技術者は又は企業に関し、想定される対象物の数値に関する事項(橋梁〇〇m以上の設計実績等)を参加資格として設定しないこととし、技術評価の実績等の評価の中で適宜評価すること。なお、当該評価は「指名段階」「入札段階」いずれの段階においても行える。

### (1) 同種類業務の基本的な考え方について

- 「同種業務」とは、一般的な技術体系の中で、発注する業務内容から鑑みて、同種の技術内容によって行われた業務とする。
- 「類似業務」とは、一般的な技術体系の中で、発注する業務内容から鑑みて、類似の技術内容によって行われる業務とする。
- 発注する業務内容(重要かつ大規模となる構造物等の技術内容に大きな差異が認められる場合等)から鑑みて、十分な競争環境に留意しつつ、建物用途、構造、規模、工法、内容等の条件を付すことができる。
- 「同種業務」又は「類似業務」の実績は、国、都道府県、政令市の実績について評価する。(市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する)
- 同種・類似業務の設定は、十分な競争性を確保するため、参加可能業者数を確認のうえ、業務内容に応じ適切な設定を行う。
- 同種・類似業務の設定は、『7.2 同種・類似業務の取扱事例について(参考)』を目安として活用する。ただし、あくまでも発注対象業務と実績として評価する業務の関係について概念を表にしたものであることを踏まえ、目安として活用する。

### (2) 地域要件・地域貢献度・地域精通度の設定等について

- 地域要件(一定の地域内における「本店」または「本店、支店又は営業所」の有無)は、業務実施可能者数を勘案した上で、必要に応じ設定する。

- 地域貢献度（一定の地域内における災害協定等に基づく活動実績等）は必要に応じ企業の評価（指名段階のみ）の指標とする。
- 地域精通度（一定の地域内における技術者の同種・類似業務実績の有無）は必要に応じ技術者評価（指名・入札段階）の指標とする。
- 測量、現地調査・作業等を伴う業務は、これらを円滑に実施できることが品質確保の面から重要であるため、地域精通度による評価を積極的に活用すること。

表 2-1 発注方式別の地域要件及び地域精通度の考え方

	地域要件	地域精通度
総合評価落札方式	○	○
◎：適宜採用・評価する ○：必要に応じて採用・評価 ×：原則、採用・評価しない		
注1）地域要件：一定の地域内における「本店」又は「本店、支店又は営業所」の有無		
注2）地域精通度：一定の地域内における技術者の同種・類似業務実績の有無		

### (3) 共同企業体に対する審査・評価

- 設計共同体による競争参加を受けた場合には、技術力を結集して業務を実施することによる利点を適切に評価できるよう配慮すること。
- 設計共同体に対するヒアリングを実施するにあたっては、必要に応じ、予定管理技術者に加え、設計共同体の構成員となっている他社の担当技術者（分担業務の責任者）もあわせてヒアリングを行うこと。

### (4) 共同企業体に関する競争参加資格等について

- 調達手続きを行うときは、単体企業に加え、共同企業体の参加も認める。
- ただし、共同企業体によることで業務が必要以上に細分化され非効率となる等、共同企業体の参加を認めることが適当でないものについては、この限りではない。
- また、共同企業体の参加を認める業務については、1 件につき予定価格が一定の金額以上などの金額基準を設けない。
- 共同企業体の構成員の組合せは、当該発注に係る業務内容に対応する業種区分の有資格業者の組合せとし、業務内容に応じて、異なる業種区分の有資格業者の組合せによる共同企業体も認める。
- 共同企業体の構成員及び技術者に対して、業務実績及び業務成績等を付与する。

### (5) 技術者資格等の設定の考え方

- 技術者の評価は、発注する業務内容に応じて、必要な技術者資格等を設定し、その技術者資格等を有する者に該当することを評価項目として設定する。
- 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成 26 年国土交通省告示第 1107 号。以下「登録規程」という。）に基づく民間資格の登録制度が創設されたことを踏まえ、登録規程第 5 条第 2 項に規定する公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿（以下単に「技術者資格登録簿」という。）における「資格が対象とする区分」の「施設分野等」、「業務」及び「知識・技術を求める者」の区分に応じて、技術者評価の対象資格とする。
- 技術者資格等に関する評価項目は、管理技術者、担当技術者及び照査技術者それぞれに対して、表 2-2 に定めるところにより設定する。

- 技術者の評価における技術者資格等の順位は、設定する資格が技術者資格登録簿に登録がない場合は表 2-3 に掲げる区分、技術者資格登録簿に登録がある場合は表 2-4 に掲げる区分により評価する。
- 測量業務において、測量士は競争参加資格としない。

表 2-2 技術者資格等の設定の考え方

技術者資格登録簿における 技術者資格等の登録状況	評価対象 技術者	総合評価落札方式	
		指名段階	入札段階
登録がない場合	管理技術者	◎1	◎1
	担当技術者	—	○
	照査技術者	—	◎3
管理技術者にかかる資格のみ 登録がある場合	管理技術者	◎2	◎2
	担当技術者	—	○
	照査技術者	—	◎3
担当技術者にかかる資格のみ 登録がある場合	管理技術者	◎1	◎1
	担当技術者	—	◎2
	照査技術者	—	◎3
管理技術者及び担当技術者に係る 資格の登録がある場合	管理技術者	◎2	◎2
	担当技術者	—	◎2
	照査技術者	—	◎3
管理技術者及び照査技術者に係る 資格の登録がある場合	管理技術者	◎2	◎2
	担当技術者	—	○
	照査技術者	—	◎4

◎1:原則として設定する項目(表2-3適用)

◎2:原則として設定する項目(表2-4適用)

◎3:照査技術者を配置する場合、原則として設定する項目(表2-3適用)

◎4:照査技術者を配置する場合、原則として設定する項目(表2-4適用)

○:必要に応じて設定する項目(表2-3適用)

—:設定しない項目

表 2-3 技術者資格等の区分 (技術者資格登録簿に登録がない場合)

① 技術士 博士 (研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用)
② R C C M 地質調査技士 (地質調査分野に適用) 土木学会認定技術者【特別上級、上級、1級】(土木関係分野に適用) コンクリート診断士 (コンクリート構造物の維持・修繕に適用) 土木鋼構造診断士 (鋼構造物の維持・修繕に適用) 等

表 2-4 技術者資格等の区分 (技術者資格登録簿に登録がある場合)

① 技術士 博士 (研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用)
② 国土交通省登録技術者資格
③ 上記以外のもの (国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの)

- 注1： 「国土交通省登録技術者資格」とは、技術者資格登録簿に登録されている資格のことをいう。（参照：国土交通省ホームページ「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格について」  
[http://www.mlit.go.jp/tec/tec\\_tk\\_000098.html](http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html)）
- 注2： 外国の建設コンサルタント等から、外国資格に基づく有資格者認定の申請があった場合は、「土木に関する外国の建設コンサルタント等において資格を有する者の建設大臣認定について」（平成6年12月27日付け建設省経振発第100号）に定めるところにより、あらかじめ技術士又はRCCMに相当するとの旧建設大臣（建設経済局建設振興課）又は国土交通大臣（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）による認定を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合も参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知の日までに認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

## (6) 従事期間算定の技術士（総合技術管理部門）に対する特別措置

従事期間の算定は、資格要件と同一を基本とするが、技術士（総合技術監理部門）は、先に取得した部門において、「選択科目」が同一の場合に限り、評価対象となっているものと代えて算定してもよい。

例）前記にて、技術士（総合技術監理部門・建設一道路）に先立ち技術士（建設部門・道路）を平成10年3月17日に登録している場合の従事期間は、取得後の年数は11年4ヶ月  
よって従事期間は 7年+11年4ヶ月=18年4ヶ月>16年4ヶ月  
なお、選択科目が同じと判断するのは、  
総合技術監理部門 建設一土質及び基礎 ←→建設部門 土質及び基礎  
総合技術監理部門 建設一都市及び地方計画 ←→建設部門 都市及び地方計画  
総合技術監理部門 建設一建設環境 ←→建設部門 建設環境 などである。

## (7) 配置予定技術者の休業期間の取扱について

配置予定技術者（管理、担当、照査技術者）が、業務実績等の評価対象期間に産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、当該取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。

評価対象期間の延長について、産前・産後・育児・介護休業のいずれか又は複数を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間以前に加える。

取得期間は年単位とし、1年未満の場合は切り上げた期間とする。（重複期間を除いた取得期間の合計が1年6ヶ月の場合は2年と記入する。）

産前・産後・育児・介護休業を取得していた場合は、その取得状況を証明するものを証明資料として提出すること。（証明資料：事業主が労働者に休業期間を通知した書面等（休業期間の確認ができるものに限る。））

**出産・育児等**とは、次のとおり。

- 産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による休業）
- 育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する休業）
- 介護休業（同条第2号に規定する休業）

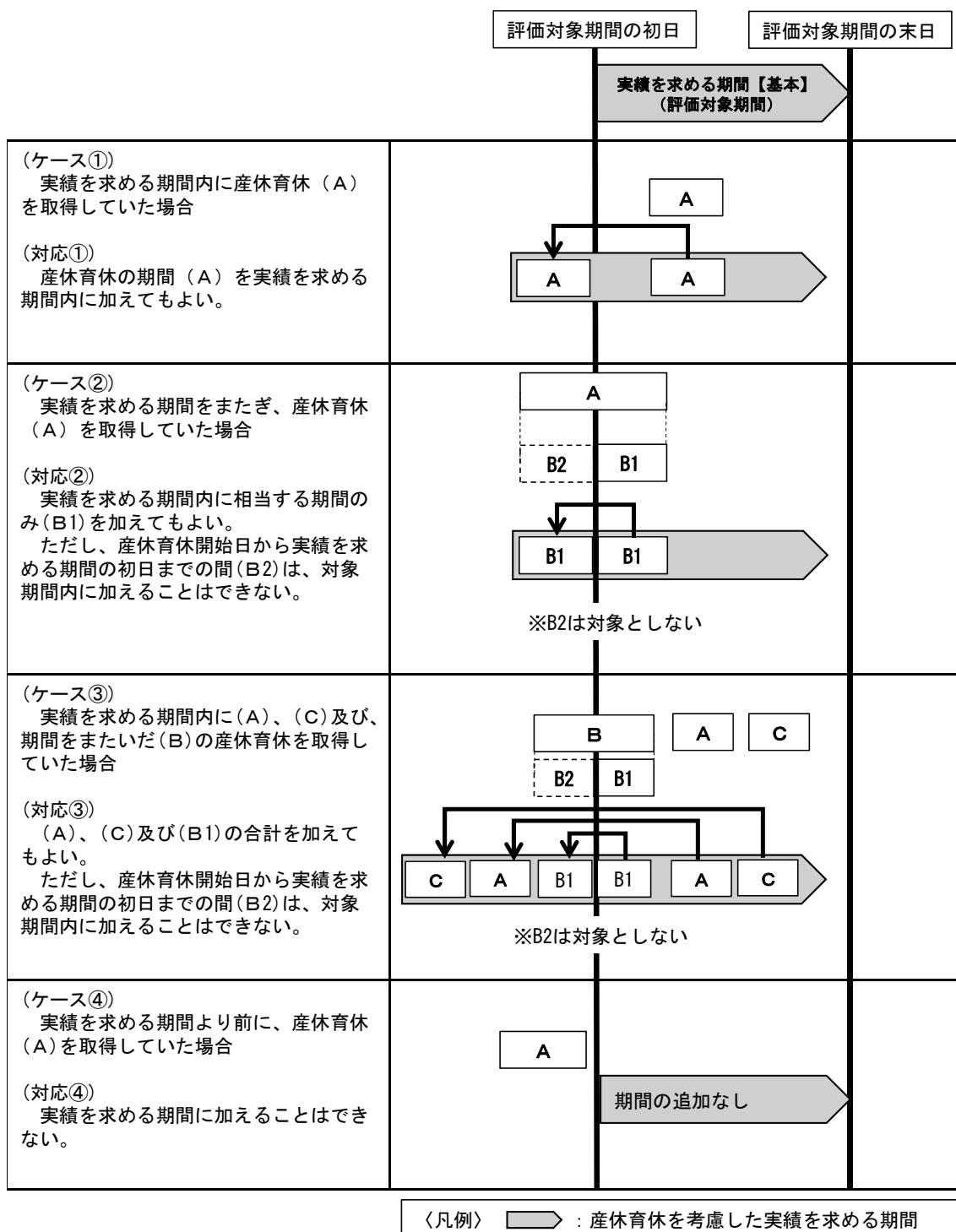


図 2-1 産前産後休業及び育児休業（産休育休）に相当する期間について

**(8) 施工管理業務における予定技術者の経験及び能力について**

現場技術業務、発注者支援業務等の施工管理（監理）業務において、担当技術者の能力が業務の品質に大きく影響をあたえる場合は、管理技術者に加え担当技術者も評価の対象とすることができる。

**(9) 管理補助技術者を配置した場合の審査・評価**

- 管理補助技術者を配置した場合、選定・特定段階における評価対象は、管理技術者に代わって管理補助技術者とする。評価基準については、管理技術者と同じ資格及び実績等を求める。

- 技術提案のヒアリングにおいて、管理技術者及び管理補助技術者の出席を認める。
- 管理技術者がヒアリングに欠席した場合は技術提案書の評価は0点とする。なお、管理補助技術者の出席については、参加希望者の判断とする。
- 管理補助技術者が出席した場合は、補足説明を認めるものとする。
- ただし、ヒアリング時に管理補助技術者が補足説明ではなく、説明及び回答に出過ぎると判断された場合は、ヒアリングの担当で注意することとする。

## 2.5 参考見積の取扱い

参考見積を徴収する場合は、公告又は参加説明書においてその旨明示するとともに、当該見積に関する部分の内訳歩掛をできるだけ早く開示することにより、参加予定者が入札価格を算定するための期間を十分確保するように努める。



### 3. 配点・審査・評価

#### 3.1 配点に関する基本的な考え方

##### (1) 配点の基本的考え方

- 参加表明者（企業）や予定技術者の「資格・実績等」よりも「成績・表彰」の配点割合を高くする。
- ただし、「成績・表彰」を重視しすぎることにより企業の新規参入や若手技術者の起用を阻害しないよう配慮する。
- 参加表明者（企業）の評価よりも予定技術者の評価を重視する。
- 実施方針、評価テーマに関する技術提案を重視（技術提案に対する配点合計の50%以上）する。

#### 3.2 指名段階における配点

##### (1) 指名段階における評価ウェイト

指名段階における参加表明者（企業）の「資格・実績等」「成績・表彰」及び予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」に対する評価ウェイトは、以下の表の通りとする。

表 3-1 指名段階における配点ウェイト

評価項目	参加表明者(企業)		予定技術者	
	資格・実績等	成績・表彰	資格・実績等	成績・表彰
評価ウェイト	15% (▲5%)	35%	15% (+5%)	35% (+10%)

注1:( )内は標準的な配点ウェイトに対し、変動させてよい幅を示す。

注2:→は、変動幅の中で移転させてよいウェイトの行き先を示す。

(2) 指名段階における評価基準（案）

指名段階における評価項目等は、以下を参考に設定すること。

【①企業の評価】

評価項目	評価項目	評価の着目点		設定	様式	評価ウェイト		
						標準型	簡易型	
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	[技術部門登録]	当該部門の建設コンサルタント登録等	◎	様式-2	15% (10~15%)	15% (10~15%)
		専門技術力	[成果の確実性]	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容	◎	様式-2 様式-2の2		
		管理技術力	[迅速性]	当該管内常駐技術者数	○	様式-4		
		情報収集力	[地域貢献度]	過去〇年間の災害協定等に基づく活動実績	○	様式-5の5		
				公共施設の管理に係るボランティア活動	○	様式-5の6		
		経営力	[履行保証力]	自己資本比率	○	様式-5の1		
	[瑕疵担保力]		賠償責任保険加入の有無	○	様式-5の2			
	[尊法性]		過去の法の遵守状況	○	様式-5の3			
	表彰成績	専門技術力	[成果の確実性]	過去〇年間の業務成績	◎	様式-3	35% (25~35%)	35% (25~35%)
				過去〇年間の優良業務表彰の有無	◎	様式-2		
小計						50% (35~50%)	50% (35~50%)	

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目

【②予定管理技術者の評価】

評価項目	評価項目	評価の着目点		設定	様式	評価ウェイト		
						標準型	簡易型	
予定管理技術者の経験及び能力	資格等・実績	資格要件	[技術者資格等]	技術者資格等、その専門分野の内容	◎	様式-6	15% (15~20%)	15% (15~20%)
		専門技術力	[業務執行技術力]	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容	◎	様式-6の2 様式-6の3		
		情報収集力	[地域精通度]	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無	○	様式-6		
	表彰成績	専門技術力	[業務執行技術力]	過去〇年間に担当した同じ業種区分の業務成績	◎	様式-7	35% (35~45%)	35% (35~45%)
				過去〇年間の優良業務技術者表彰の有無	◎	様式-6		
				当該部門従事期間	○	様式-6		
手持ち業務			手持ち業務金額及び件数	◎	様式-6	—	—	
小計						50% (50~65%)	50% (50~65%)	

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目

【③業務実施体制】

評価項目	評価の着目点	設定	様式	評価ウェイト	
				標準型	簡易型
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	◎	様式-4	—	—

原則として設定

合計				100%	100%
----	--	--	--	------	------

### 3.3 入札段階における配点

#### (1) 入札段階における配点ウェイト

入札段階における予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」及び「実施方針」「評価テーマに対する技術提案」に対する評価ウェイトは、以下の表の通りとする。

型	価格：技術	評価テーマ、業務内容
標準型	1：3	<ul style="list-style-type: none"> <li>より業務の難易度が高く実施方針及び評価テーマ数が2つで評価する必要がある業務</li> <li>評価テーマ数が1つであっても、入札者に対して高度な技術提案を求めると及び、高い知識又は構想力・応用力を十分に確認することができ、業務及び工事の品質向上が期待できる難易度の高い業務</li> </ul>
	1：2	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施方針と評価テーマ数が1つで評価が可能な業務</li> </ul>
簡易型	1：1	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施方針のみで評価が可能な業務。 (業務の難易度に応じて1：2を用いることも可能)</li> </ul>

表 3-2 入札段階における配点ウェイト

評価項目		予定技術者		技術提案等	
		資格・実績等	成績・表彰	実施方針	評価テーマに関する技術提案
評価ウェイト	1：3の場合	10% (▲5%)	15% (+5%)	25% (▲12.5%)	50% (+12.5%)
	1：2の場合	15% (▲7.5%)	18% (+7.5%)	30% (▲15%)	37% (+15%)
	1：1の場合	25% (▲12.5%)	25% (+12.5%)	50%	—

注1：()内は標準的な配点ウェイトに対し、変動させてよい幅を示す。

注2：→は、変動幅の中で移転させてよいウェイトの行き先を示す。

(2) 入札段階における評価基準（案）

入札段階における評価項目等は、以下を参考に設定すること。

総合評価（標準型）（入札段階）

【①予定技術者の評価（管理技術者）】

評価項目	評価項目	評価項目	評価の着目点			設定	様式	評価ウェイト		
								標準型		簡易型
								1:3	1:2	1:1
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等 表彰・成績	管理技術者	資格要件	[技術者資格等]	技術者資格等、その専門分野の内容	◎	様式6	10% (5~10%)	15% (7.5~15%)	25% (12.5~25%)
			専門技術力	[業務執行技術力]	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容	◎	様式6の2 様式6の3			
					当該部門の従事期間	○	様式6			
			情報収集力	[地域精通度]	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無	○	様式6			
			CPD			○	様式7			
			専門技術力	[業務執行技術力]	過去〇年間に担当した業務の業務成績	◎	様式7	15% (15~20%)	18% (18~25.5%)	25% (25~37.5%)
		過去〇年間の優良業務技術者表彰の有無	○	様式6						

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目

【①予定技術者の評価（担当技術者）】

評価項目	評価項目	評価項目	評価の着目点			設定	様式	評価ウェイト					
								標準型		簡易型			
								1:3	1:2	1:1			
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等 表彰・成績	担当技術者	資格要件	[技術者資格等]	技術者資格等、その専門分野の内容	◎/○	様式6	管理技術者の割合に包含する	管理技術者の割合に包含する	管理技術者の割合に包含する			
			専門技術力	[業務執行技術力]	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容	○	様式6の2 様式6の3						
					当該部門の従事期間	○	様式6						
			情報収集力	[地域精通度]	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無	○	様式6						
			CPD			○	様式7						
			専門技術力	[業務執行技術力]	過去〇年間に担当した業務の業務成績	○	様式7				○	様式6	
		過去〇年間の優良業務技術者表彰の有無											

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目

【①予定技術者の評価（照査技術者）】

評価項目	評価項目	評価項目	評価の着目点			設定	様式	評価ウェイト					
								標準型		簡易型			
								1:3	1:2	1:1			
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等 表彰・成績	照査技術者	資格要件	[技術者資格等]	技術者資格等、その専門分野の内容 ※照査技術者を配置する場合	◎	様式6	管理技術者の割合に包含する	管理技術者の割合に包含する	管理技術者の割合に包含する			
			専門技術力	[業務執行技術力]	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容	○	様式6の2 様式6の3						
					当該部門の従事期間	○	様式6						
			情報収集力	[地域精通度]	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無	○	様式6						
			CPD			○	様式7						
			専門技術力	[業務執行技術力]	過去〇年間に担当した業務の業務成績	○	様式7				○	様式6	
		過去〇年間の優良業務技術者表彰の有無											
小計							25%	33%	50%				

※照査技術者を配置する場合に評価する。

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目

【③実施方針】

評価項目	評価の着目点			設定	様式	評価ウェイト		
						標準型		簡易型
						1:3	1:2	1:1
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度			◎	様式12	25% (12.5~25%)	30% (15~30%)	50%
	実施手順			◎				
	その他			◎/○				
小計						25%	30%	50%

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目  
書面及びヒアリングの評価。

総合評価(標準型)(入札段階)

【④評価テーマ】

評価項目	評価項目	評価の着目点	設定	様式	評価ウェイト		
					標準型	簡易型	簡易型
対する評価テーマに 技術提案	全体	評価テーマ間の整合性	○	様式13	1:3	1:2	1:1
	1	的確性	◎/○		50% (50~62.5%)	37% (37~52%)	-
		実現性	◎/○				
	2	的確性、実現性、(独創性)について上記を準用	○				
小計					50%	37%	-

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目  
書面及びヒアリングの評価。

小計(実施方針+評価テーマ)	75%	67%	50%
合計	100%		

### 3.4 技術評価の基本的な考え方

図 3-1～2 に、これらを踏まえた技術評価の基本的な考え方を示す。

#### 総合評価落札方式(標準型)の評価項目

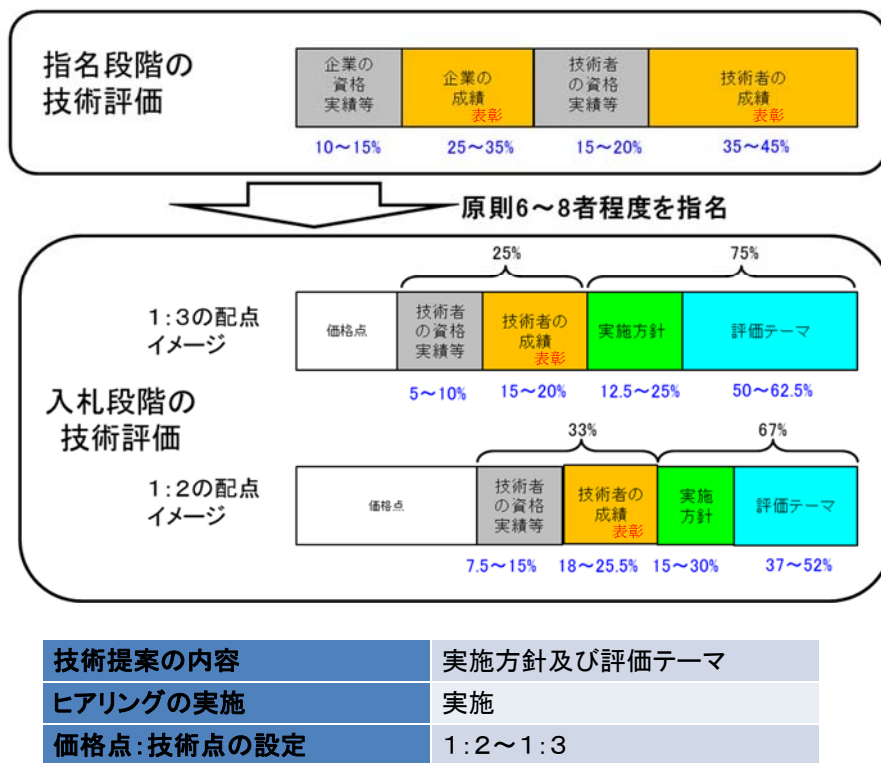


図 3-1 標準型における技術評価の基本的な考え方

#### 総合評価落札方式(簡易型)の評価項目

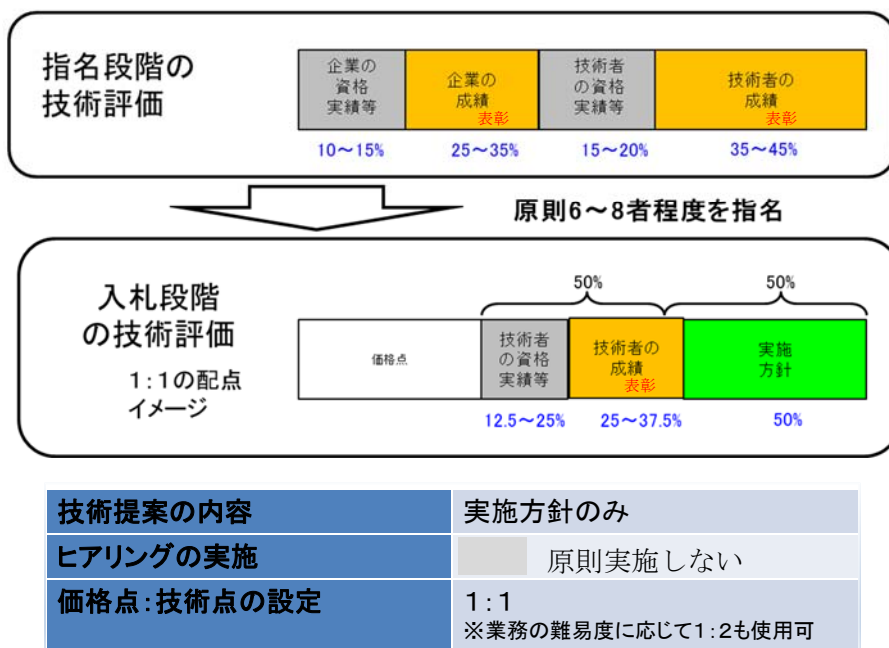


図 3-2 簡易型における技術評価の基本的な考え方

## 4. 総合評価落札方式における具体的な審査・評価について

### 4.1 入札説明書及び指名段階での技術評価について

#### 4.1.1 入札説明書

手続き開始の公告を行う際に配布する入札説明書に明示すべき事項を以下に示す。

1. 業務概要	
(1)業務名	(5)履行期間
(2)履行場所	(6)成果品
(3)業務の目的	(7)業務の実施形態
(4)業務内容	
2. 入札参加資格	
(1)参加者に共通して求める要件【※設計共同体的場合は、全ての構成員が該当する。】	
(2)設計共同体的結成にあたっての要件【※単独発注の場合は削除】	
(3)代表構成員の実績及び管理技術者等の要件【※単独発注の場合は、「代表構成員の」を削除】	
(4)代表構成員以外の構成員に関する要件【※単独発注の場合は削除】	
3. 入札参加者を指名するための基準等	
(1)指名者の数	(2)指名するための基準
4. 技術提案書の特定に関する事項	
(1)技術力等の評価基準	(2)技術提案書に関するヒアリング
ア 予定技術者の経験及び能力	(3)技術提案書に基づく業務
イ 実施方針	
ウ 評価テーマ（簡易型除く）	
5. 入札説明書に対する質問及び回答	
6. 入札手続等	
7. 入札の方法	
8. 入札に関する注意事項（持参により提出する場合）	
9. 入札保証金及び契約保証金	
10. 業務費内訳書の提出【※必要に応じて設定する】	
11. 低入札価格調査制度要領に基づく調査の実施	
(1)低入札基準価格	
(2)失格価格基準【※失格基準を設定した場合に記載】	
12. 入札調査基準価格を下回った価格をもってする契約について	
13. 配置予定技術者の確認	
14. 支払条件	
15. 火災保険の要否	
16. 非選定者又は参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合（苦情申立て）	
17. 再苦情申立て	
18. 不可抗力による変更	
19. その他留意事項	

#### 4.1.2 指名段階での技術評価

- 参加表明者及び予定管理技術者を対象に、各項目について技術的能力の審査を行う。
- 審査の結果、参加要件を満たしていない者には、指名及び技術提案書提出要請を行わない。
- 原則6又は8者程度指名する。
- 6又は8者とする判断基準は、「測量及び建設工事コンサルタント業者の指名に関する要領」第5条に基づき行う。
- 要件を満たしている者が6又は8者を超える場合における評価点上位6又は8者以外の者については、原則として指名及び技術提案書の提出要請を行わない。
- 指名の対象となる者のうち、最下位順位で同評価の提出者が複数存在する等の場合には、6又は8者を超えて指名する。
- 標準型・簡易型の評価基準及び評価ウェイトを以下に示す。

総合評価(指名段階)

【①企業の評価】

総合評価(標準型)(簡易型)(指名段階)

評価項目	評価項目	評価の着目点	判断基準	設定	評価ウェイト		配点例(参考)		
					標準型	簡易型	標準型	簡易型	
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	[技術部門登録] 当該部門の建設コンサルタント登録等 下記の順位で評価する。 ① 当該業務に関する部門の登録及び、沖縄県の平成〇・〇年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿の〇〇業種の〇〇登録有り。 ② 沖縄県の平成〇・〇年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿の〇〇業種の〇〇登録有り。 ③ 上記以外	◎	15% (10~15%)	15% (10~15%)	3	3	
		専門技術力	[成果の確実性] 過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容 下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績又は、過去に〇〇に関する研業務績がある。 ② 類似業務の実績がある。 ③ 上記以外は指名しない	◎			3	3	
		管理技術力	[迅速性] 当該管内常駐技術者数 下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内(又は沖縄県内)の常駐技術者〇人以上 ② 上記以外	○			1	1	
		情報収集力	[地域貢献度] 過去〇年間の災害協定等に基づく活動実績 下記の順位で評価する。 ① 当該業務履行市町村での災害協定等に基づく活動実績あり。 ② 当該事務所管内での災害協定等に基づく活動実績あり。 ③ 上記以外	○			1	1	
			[地域貢献度] 公共施設の管理に係るボランティア活動 下記の順位で評価する。 ① 活動実績有り ② 活動実績なし	○			2	2	
		経営力	[履行保証力] 自己資本比率 下記の順位で評価する。 ① 自己資本比率が〇%以上 ② ①③に該当しない ③ 自己資本比率が△%未満	○			1	1	
	[瑕疵担保力] 賠償責任保険加入の有無 下記の順位で評価する。 ① 保険金額〇万円以上の賠償責任保険に加入 ② ①③に該当しない ③ 賠償責任保険に未加入		○	2	2				
	[尊法性] 過去の法の遵守状況 下記の順位で評価する。 ① 過去〇年以内に公正取引委員会からの排除勧告実績無し ② 過去△年以内に公正取引委員会からの排除勧告実績無し ③ 上記以外		○	2	2				
	成績・表彰	専門技術力	[成果の確実性] 過去〇年間の業務成績 下記の順位で評価する。 ① 〇〇点以上 ② 〇〇点以上〇〇点未満 ... ③ 〇〇点未満	◎	35% (25~35%)	35% (25~35%)	30	30	
			[成果の確実性] 過去〇年間の優良業務表彰の有無 優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 表彰実績有り ② 表彰実績なし	○			5	5	
小計						50% (35~50%)	50% (35~50%)	50	50

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目



総合評価(指名段階)

【②予定管理技術者の評価】

総合評価(標準型)(簡易型)(指名段階)

評価項目	評価項目	評価の着目点	判断基準	設定	評価ウェイト		配点例(参考)			
					標準型	簡易型	標準型	簡易型		
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件 [技術者資格等] 技術者資格等、その専門分野の内容	<技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がない場合> 下記の順位で評価する。 ① 技術士、博士 ② RCCM、地質調査技士、土木学会認定技術者、コンクリート診断士、土木鋼構造診断士 等	◎	15% (15~20%)	15% (15~20%)	5	5		
			<技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がある場合> 下記の順位で評価することを標準とする。 ① 技術士、博士 ② 国土交通省登録技術者資格 ③ 上記以外のもの (国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの)	◎						
	専門技術力	[業務執行技術力] 過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容	① 対象期間に完了した同種業務の実績、過去に〇〇〇〇〇に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 対象期間中に完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。 ③ ①②以外は指名しない。	◎			4	4		
	若手技術者		下記の順位で評価する。 ① 40歳以下の管理技術者を配置 ② 上記以外	◎			3	3		
	情報収集力	[地域精通度] 過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無	① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域(当該県・〇〇県)管内での業務実績あり。	○			3	3		
	成績・表彰	専門技術力	[業務執行技術力] 過去〇年間に担当した同じ業種区分の業務成績	発注業務と同じ業種区分の平均技術者評定点を、下記の順位で評価する。 ① 〇〇点以上 ② 〇〇点以上〇〇点未満 … 〇〇点未満	◎	35% (35~45%)	35% (35~45%)	30	30	
			[業務執行技術力] 過去〇年間の優良業務技術者表彰の有無	優良業務技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 表彰実績有り ② 表彰実績なし	◎			2	2	
[業務執行技術力] 当該部門従事期間		技術者資格で申請のあった部門に対して、下記の順位で評価する。 ① 当該部門の従事期間が〇年以上 ② 当該部門の従事期間が△年以上	○	3	3					
手持ち業務	手持ち業務金額及び件数	下記の項目に該当する場合は指名しない。 ・ 手持ち業務の契約金額が〇円以上又は、手持ち業務の件数が〇件以上	◎	-	-	-	-			
小計							50 (50~65%)	50 (50~65%)	50	50

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目

総合評価(指名段階)

【③業務実施体制】

総合評価(標準型)(簡易型)(指名段階)

評価項目	評価の着目点	判断基準
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	なお、下記のいずれかの項目に該当する場合には指名しない。 ① 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。 ② 設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。 ③ 主たる部分が再委託予定となっている。

原則として設定

合計		100%	100%
----	--	------	------

### 4.1.3 入札段階での技術評価

- 指名者により提出された技術提案書について評価する。
- 標準型・簡易型の評価基準及び評価ウェイトを以下に示す。
- 配置予定技術者を対象にヒアリングを実施する場合、事前に提出された実施方針及び評価テーマに関する技術提案の内容について確認する。

#### 総合評価(標準型)(入札段階)

##### 【①予定技術者の評価(管理技術者)】

##### 総合評価(標準型)(簡易型)(入札段階)

評価項目	評価項目	評価項目	評価の着目点	判断基準	設定	評価ウェイト			(参考)			
						標準型	簡易型		配点例	配点例		
						1:3	1:2	1:1	1:2	1:1		
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	資格要件	[技術者資格等] 技術者資格等、その専門分野の内容	<技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がない場合> 下記の順位で評価する。 ① 技術士、博士 ② RCCM、地質調査技士、土木学会認定技術者、コンクリート診断士、土木鋼構造診断士 等	◎						
					<技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がある場合> 下記の順位で評価することを標準とする。 ① 技術士、博士 ② 国土交通省登録技術者資格 ③ 上記以外 (国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの)	◎				1	3	
			専門技術力	[業務執行技術力] 過去○年間の同種又は類似業務等の実績の内容	下記の順位で評価する。 ① 対象期間に完了した同種業務の実績、過去に○○○○に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 対象期間に完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。	◎	10% (5~10%)	15% (7.5~15%)	25% (12.5~25%)		1	2
				[業務執行技術力] 当該部門の従事期間	下記の順位で評価する。 ① 当該部門の従事期間が○年以上 ② 当該部門の従事期間が△年以上	○					1	2
			情報収集力	[地域精通度] 過去○年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無	対象期間に完了した業務実績について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域(当該県・○県)管内での業務実績あり。	○					1	2
				CPD	CPD取得単位を評価する。 ① 過去○年間の平均取得単位が○単位以上 ② 過去△年間の平均取得単位が○単位以上	○					1	2
				若手技術者	下記の順位で評価する。 ① 40歳以下の管理技術者を配置 ② 上記以外	◎					1	2
成績・表彰			専門技術力	[業務執行技術力] 過去○年間に担当した業務の業務成績	発注業務と同じ業種区分の平均技術者評定点を下記の順位で評価する。 ① ① ○○点以上 ② ② ○○点以上○○点未満 ... ○○点未満	◎	15% (15~20%)	18% (18~25.5%)	25% (25~37.5%)	5	7	
				[業務執行技術力] 過去○年間の優良業務技術者表彰の有無	優良業務技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 表彰実績有り ② 表彰実績なし	○				1	1	

【① 予定技術者の評価(担当技術者)】

評価項目	評価項目	評価項目	評価の着目点	判断基準	設定	評価ウェイト			(参考)		
						標準型		簡易型	配点例		
						1:3	1:2	1:1	1:2	1:1	
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	担当技術者	資格要件	[技術者資格等] 技術者資格等、その専門分野の内容	<技術者資格登録簿に担当技術者に係る資格の登録がない場合> 下記の評価順位は、①と②を同位とする。 ① 技術士、博士 ② RCCM、地質調査技士、土木学会認定技術者、コンクリート診断士、土木鋼構造診断士 等	○	管理技術者の割合に包含する	管理技術者の割合に包含する	管理技術者の割合に包含する		
				<技術者資格登録簿に担当技術者に係る資格の登録がある場合> 下記の評価順位は、①と②を同位とし、③を次位とすることを標準とする。 ① 技術士、博士 ② 国土交通省登録技術者資格 ③ 上記以外のもの (国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの)	◎						
		専門技術力	[業務執行技術力] 過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容	下記の順位で評価する。 対象期間に完了した同種業務の実績、過去に〇〇〇〇に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 平成〇〇年度以降公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。	○	1				1	
			[業務執行技術力] 当該部門の従事期間	下記の順位で評価する。 ① 当該部門の従事期間が〇年以上 ② 当該部門の従事期間が△年以上	○	1				2	
		情報収集力	[地域精進度] 過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無	対象期間に完了した業務実績について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域(当該県・〇〇県)管内での業務実績あり。	○	1				1	
		CPD	CPD取得単位を評価する。 ① 過去〇年間の平均取得単位が〇単位以上 ② 過去△年間の平均取得単位が〇単位以上	○	2	2					
	成績・表彰	担当技術者	専門技術力	[業務執行技術力] 過去〇年間に担当した業務の業務成績	発注業務と同じ業種区分の平均技術者評定点を、下記の順位で評価する。 ① 〇〇点以上 ② 〇〇点以上〇〇点未満 ... 〇〇点未満	○				5	7
				[業務執行技術力] 過去〇年間の優良業務技術者表彰の有無	優良業務技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 表彰実績有り ② 表彰実績なし	△				1	2

【①予定技術者の評価(照査技術者)】

評価項目	評価項目	評価項目	評価の着目点	判断基準	設定	評価ウェイト			(参考)		
						標準型	簡易型		配点例	配点例	
						1:3	1:2	1:1	1:2	1:1	
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	照査技術者	資格要件	[技術者資格等] 技術者資格等、その専門分野の内容 ※照査技術者を配置する場合	<技術者資格登録簿に照査技術者に係る資格の登録がない場合> 下記の順位で評価する。 ① 技術士、博士 ② RCCM、地質調査技士、土木学会認定技術者、コンクリート診断士、土木鋼構造診断士 等	◎					
				<技術者資格登録簿に照査技術者に係る資格の登録がある場合> 下記の順位で評価することを標準とする。 ① 技術士、博士 ② 国土交通省登録技術者資格 ③ 上記以外のもの (国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの)	◎			0.5	1		
		専門技術力	[業務執行技術力] 過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容	下記の順位で評価する。 ① 対象期間に完了した同種業務の実績、過去に〇〇〇に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 平成〇〇年度以降公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。	○				0.5	1	
		[業務執行技術力] 当該部門の従事期間	下記の順位で評価する。 ① 当該部門の従事期間が〇年以上 ② 当該部門の従事期間が△年以上	○				0.5	0.5		
		情報収集力	[地域精通度] 過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無	対象期間に完了した業務実績について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域(当該県・〇〇県)管内での業務実績あり。	○				0.5	0.5	
	CPD	CPD取得単位を評価する。 ① 過去〇年間の平均取得単位が〇単位以上 ② 過去△年間の平均取得単位が〇単位以上	○				1	1			
	成績・表彰	専門技術力	[業務執行技術力] 過去〇年間に担当した業務の業務成績	発注業務と同じ業種区分の平均技術者評定点を、下記の順位で評価する。 ① 〇〇点以上 ② 〇〇点以上〇〇点未満 … 〇〇点未満	○				5	7	
[業務執行技術力] 過去〇年間の優良業務技術者表彰の有無		優良業務技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 表彰実績有り ② 表彰実績なし	○				1	1			
小計						25%	33%	50%	33	50	

※照査技術者を配置する場合に評価する。  
◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目

【②ヒアリング】

標準型において、原則実施する。

簡易型においては、原則実施しない。

ヒアリングを通じた技術者の評価、技術提案内容の確認結果は書面審査と合せて、「実施方針等」及び「評価テーマに対する技術提案(簡易型を除く)」の項目に反映させる。

【③実施方針】

実施方針・実施フロー・工程表・その他の記述量は原則 A4・1枚とし、業務内容に応じて A4・2枚までとすることができる。

【③実施方針】 総合評価(標準型)(簡易型)(入札段階)

評価項目	評価の着目点	判断基準	設定	評価ウェイト			(参考)	
				標準型	簡易型	配点例	配点例	
				1:3	1:2	1:1	1:2	1:1
実施方針・ 実施フロー・ 工程表・ その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	◎	25% (12.5 ~25%)	30% (15~ 30%)	50%	10	10
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	◎				6	10
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	◎				6	10
	その他	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	◎				4	10
地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。		○	4	10				
小計				25%	30%	50%	30	50

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目  
書面及びヒアリングの評価。

【④評価テーマ】

簡易型では、「④評価テーマによる技術提案」は求めない。

評価テーマの判断基準内容は、業務内容に応じて記載する。

テーマの記述量は1テーマにつき原則 A4・1枚とし、業務内容に応じて A4・2枚までとすることができる。

【④評価テーマ】 総合評価(標準型)(簡易型)(入札段階)

評価項目	評価項目	評価の着目点	判断基準	設定	評価ウェイト			(参考)		
					標準型	簡易型	配点例	配点例		
					1:3	1:2	1:1	1:2	1:1	
評価 テーマ に対する 技術 提案	全体	評価テーマ間の 整合性	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	○	50% (50~ 62.5%)	37% (37~ 52%)	-	13	-	
		的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	◎				2	-	
	1	着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。	○				2	-	
			事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	○				1	-	
			提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	◎				1	-	
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	◎				2	-	
		2	実現性	利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。				○	1	-
				提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。				○	1	-
	2	的確性、実現性、(独創性)について上記を準用	○	12				-		
	小計								50%	37%

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目  
書面及びヒアリングの評価。

小計(実施方針+評価テーマ)	75%	67%	50%	67	50
合計	100%			100	100

## 4.2 指名段階における評価留意事項

### 4.2.1 指名段階【①企業の評価】参加表明者の経験及び能力

#### (1) 資格・実績等

#### 1) 当該部門の建設コンサルタント登録等[資格要件][技術部門登録]

共同企業体の場合は、代表構成員の実績を評価の対象とする。

評価の着目点		判断基準	設定
資格要件	[技術部門登録] 当該部門の建設コンサルタント登録等	下記の順位で評価する。 ① 当該業務に関する部門の登録及び、 沖縄県の平成〇・〇年度測量及び建設コンサルタント等業務 入札参加資格者名簿の〇〇業種の〇〇登録有り。 ② 沖縄県の平成〇・〇年度測量及び建設コンサルタント等業務 入札参加資格者名簿の〇〇業種の〇〇登録有り。 ③ 上記以外	◎

- a) 別記様式－2の⑤⑥で評価する。
- b) 部門の登録については、土木関係建設コンサルタント業務にあつては建設コンサルタント登録（〇〇部門）、地質調査業務にあつては地質調査業者登録を評価する。
- c) 建設コンサルタント登録部門までの設定は、業務の難易度により適宜設定する。
- d) 沖縄県の平成〇・〇年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿の〇〇業種の〇〇登録有りを評価する。
- e) 業務内容に応じて測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録は、業種区分、登録業種を設定すること。
- f) 建設コンサルタント登録規程に基づく登録状況は、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号その他登録規定）における建設コンサルタントに登録されている場合、登録部門名及び登録年月日、番号を様式に記載すること。
- g) 「当該業務に関する部門の登録」に替えて、「公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学又は同等と認められる機関」とすることもできる。

#### 2) 同種又は類似業務等の実績の内容[専門技術力][成果の確実性]

共同企業体の場合は、代表構成員の実績を評価の対象とする。

評価の着目点		判断基準	設定
専門技術力	[成果の確実性] 過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容	下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績又は、 過去に〇〇に関する業務実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 ③ 上記以外は指名しない。	◎



- a) 別記様式－2の⑦及び別記様式－2の2により評価する。
- b) 様式に記載された、評価の対象となっている同種又は類似業務経歴等を評価する。
- c) 対象期間は過去10年間程度を基本とする。(平成○年度以降公告日まで)
- d) 件数を評価する場合はその旨を入札説明書に明示する。
- e) 「同種又は類似業務」は、競争参加資格と同一の要件とする。
- f) 対象期間に完了した同種又は類似業務実績を評価する。
- g) 業務内容に応じて過度な条件とならないよう適宜設定すること。
- h) 評価対象は、国、都道府県、政令市等の公共事業を実施する機関の実績とする。  
(市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する)
- i) 証明資料は、TECRIS登録業務以外及びTECRISに登録されている内容で必要事項を確認できない業務については、契約書の写し等及び、業務内容の証明ができる資料とする。
- j) 別記様式－2の2における「業務分類」は、入札説明書に定義した「同種業務」又は「類似業務」の記載を確認する。
- k) 「別記様式－2の2」は、「別記様式－2」に記載された同種又は類似業務が記載されているかを確認する。

3) 当該管内常駐技術者数[管理技術力][迅速性]

評価の着目点		判断基準	設定
管理技術力	[迅速性] 当該管内常駐技術者数	下記の順位で評価する。 ① 当該管内(又は沖縄県内)の常駐技術者○人以上 ② 上記以外	◎

- a) 別記様式－4で評価する。
- b) ○人は業務内容に応じて適宜設定すること。  
共同企業体の場合には代表構成員及び構成員の全てを評価の対象とする。
- c) 様式の氏名には「ふりがな」をふること。
- d) 所属・役職について、技術提案書の提出者以外の企業等に所属する場合(共同企業体を除く)は、企業名等が記載されていることを確認する。
- e) 「県内に技術者の常駐」を評価する場合は、証明する資料により確認する。

4) 災害協定等に基づく活動実績[情報収集力][地域貢献度]

評価の着目点		判断基準	設定
[地域貢献度] 過去○年間の災害協定等に基づく活動実績		下記の場合に評価する。 ① 当該業務履行市町村での災害協定等に基づく活動実績あり。 ② 当該事務所管内での災害協定等に基づく活動実績あり。 ③ 上記以外	○

- a) 別記様式－5の4で評価する。
- b) 沖縄県土木建築部出先機関及び沖縄県内の地方自治体との協定を評価する。
- c) 災害協定等に基づく活動実績は以下により評価する。

- (1)共同企業体の場合には代表構成員の実績を評価の対象とする。
- (2)地方自治体との協定に基づく活動実績を評価する。
- (3)その他の法人との協定は評価しない。
- (4)当該災害協定に基づく活動をボランティア活動として記載した場合は評価しない。

- d) 対象期間を定める場合は、過去 10 年度間を基本とする。
- e) 業務実績は代表的なものを入札説明書の評価に基づき記載する。
- f) 複数の記載がある場合は、表を複写して作成する。
- g) 業務内容に応じて適宜設定すること
- h) 証明資料（協定書及び実績のわかる資料等）により確認する。

5) 公共施設の管理に係るボランティア活動[地域貢献度][情報収集能力]

評価の着目点		判断基準	設定
情報 収集力	[地域貢献度] 公共施設の管理に 係るボランティア活 動	下記の順位で評価する。 ① 活動実績有り ② 活動実績なし	○

- a) 別記様式－5 の 5 で評価する。
- b) 対象期間におけるボランティア活動の実績を評価する。
- c) 対象期間は当該年度を含まない直近の 1 年度間を基本とする。
- d) 活動への参加が確認できないものについては、実績と認めない。
- e) 県内における社会資本（道路、河川、護岸、公園及び自然海岸、その他）を対象に除草・清掃、調査、その他の社会資本の維持管理に関する活動で公益性が認められるものを評価の対象とする。
- f) 評価の対象例を以下に示す。

クリーンアップキャンペーン、災害ボランティア、ボランティアサポートプログラム。  
※災害協定に基づく活動実績を記載した場合は、災害ボランティアとして評価しない。

- g) ボランティアグループ等に対する寄付は、評価の対象としない。
- h) 複数件数の申請があった場合でも、1 件のみ評価する。
- i) 共同企業体の場合は、代表構成員の実績を評価の対象とする。
- j) 証明資料（ボランティア活動の実績が確認出来る資料（新聞記事等））により確認する。

6) 自己資本比率[経営力][履行保証力]

評価の着目点		判断基準	設定
経営力	[履行保証力] 自己資本比率	下記の順位で評価する。 ① 自己資本比率が○%以上 ② ①③に該当しない ③ 自己資本比率が△%未満	○

- a) 別記様式－5 の 1 で評価する。
- b) ○%は 25%、△%は 10%を基本とし、業務内容に応じて適宜設定する。
- c) 共同企業体の場合は、代表構成員の実績を評価の対象とする。

7) 賠償責任保険加入の有無[経営力][瑕疵担保力]

評価の着目点		判断基準	設定
経営力	[瑕疵担保能力] 賠償責任保険の加 入	下記の順位で評価する。 ① 保険金額○万円以上の賠償責任保険に加入 ② ①③に該当しない ③ 賠償責任保険に未加入	○



- a) 別記様式－5の2で評価する。
- b) ○万円は5,000万円を基本とし、業務内容に応じて適宜設定する。
- c) 共同企業体の場合は、構成員全てが保険に加入している場合に評価する。(1社でも未加入の場合は、評価しない。)
- d) 共同企業体の場合、補償額は構成員の内から、最小補償額をもって評価する。
- e) 証明資料(保険書の写し)により確認する。

8) 過去の法の遵守状況[経営力][遵法性]

評価の着目点		判断基準	設定
経営力	[遵法性] 過去の法の遵守状況	下記の順位で評価する。 ① 過去○年以内に公正取引委員会からの排除勧告実績無し ② 過去△年以内に公正取引委員会からの排除勧告実績無し ③ 上記以外	○

- a) 別記様式－5の3で評価する。
- b) ○は3年程度、△は1年程度を基本とし、業務内容に応じ適宜設定する。
- c) 複数回の勧告がある場合は、最新のものを記載すること。
- d) 共同企業体の場合は、構成毎に様式を記載すること。
- e) 共同企業体の構成員のいずれかが実績があれば、評価の対象とする。
- f) 様式へは過去5ヶ年以前は記入の必要は無い。

(2) 成績・表彰

1) 業務成績[専門技術力][成果の確実性]

共同企業体の場合は、代表構成員の実績を評価の対象とする。

評価の着目点		判断基準	設定
専門技術力	[成果の確実性] 過去〇年間の業務成績	発注業務と同じ業種区分の平均業務評価点を、下記の順位で評価する。 ① 〇〇点以上 ② 〇〇点以上〇〇点未満 … 〇〇点未満	◎

- a) 別記様式－3で評価する。
- b) 対象期間は当該年度を含まない過去2～3年間程度を基本とする。  
十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の度合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができる。(最大4年度)  
(平成〇年度から平成〇年度の間としてもよい。)
- c) 対象機関は入札説明書に明示すること。(設定例)

案1	国土交通省(〇〇を除く)
	国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局(〇〇を除く)
案2	国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部、並びに沖縄県土木建築部
案3	沖縄県土木建築部及び国土交通省(内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部含む。)

- d) 発注業務と同じ業種区分の平均評価点を評価する。
- e) 対象機関発注の発注業務と同じ業種区分の評定点を〇件提出し、その平均点によって評価する。(案3においては5件程度)
- f) 「発注業務と同じ業種区分」は、原則として測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録における業種区分、登録業種とする。(又は一般競争参加資格審査における業種区分)
- g) 業務の区分は、設計業務、測量業務、土質・地質調査業務、環境調査業務とする。  
(一括で発注の場合は、最大の業務量(請負額)のものとする。)
- h) 成績の平均点は、少数点第2位を四捨五入し、少数点第1位止めとする。

$\text{過去〇年間の平均} = (\text{申請の評価点の合計}) \div (\text{当該業務での申請件数})$
---

- i) 様式記載分の業務の成績表の写しにより確認する。その場合、業務名称、発注機関名及び押捺、技術者氏名、管理・担当技術者の分類等が確認できるものを評価する。
- j) TECRIS 登録登録していない業務は契約書の写し及び業務分類が分る資料を証明資料とする。
- k) 【案1】対象機関：  
国土交通省(〇〇を除く)又は、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部(〇〇を除く)の場合  
対象期間に完了した業務のうち、対象機関の発注業務における同じ業種区分の平均業務評定点を評価する。  
成績評定を受けた対象機関発注業務の業務実績がない場合には加点しない。

1) 【案2】対象機関：

国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部、並びに沖縄県土木建築部の場合

対象機関発注の対象期間における発注業務と同じ業種区分の平均評定点を評価する。

業務実績の不足等により、〇件提出できない場合は、1件不足につき、1ランク下げて評価する。沖縄県土木建築部が発注した業務の申告が1件も無い場合も1ランク下げて評価する。

業務実績がない場合は加点しない。

m) 【案3】対象機関：

沖縄県土木建築部及び国土交通省(内閣府沖縄総合事務局開発建設部含む)の場合

対象機関発注の対象期間における発注業務と同じ業種区分の平均評定点によって評価する。

沖縄県土木建築部発注の業務の申請が1件も無い場合は、評価を1段階引き下げる。平均値が55点未満の場合は加点しない。

対象期間に100万円以上の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合には加点しない。

申請件数の平均点↓					
80点以上	⑤	④	③	②	①
75点以上80点未満	⑥	⑤	④	③	②
70点以上75点未満	⑦	⑥	⑤	④	③
65点以上70点未満	⑧	⑦	⑥	⑤	④
60点以上65点未満	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤
55点以上60点未満	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥
申請件数→	1	2	3	4	5

n) 業務内容に応じて適宜設定すること。

o) その他客観的に方法があれば変更することも可能である。

2) 業務表彰の有無[専門技術力][成果の確実性]

評価の着目点		判断基準	設定
専門 技術力	[成果の確実性]	<u>優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。</u>	○
	<u>過去○年間の優良業務 表彰の有無</u>	① <u>表彰実績有り</u> ② <u>表彰実績なし</u>	

- a) 別記様式－2の⑧で評価する。
- b) 表彰された年度を含まない過去2年度間を基本とする。(令和○年度から令和○年度末まで)
- c) 表彰対象機関は、沖縄県 土木建築部のみとする。
- d) 様式に記載された優良業者表彰1業務については、同種・類似業務の業務種別と異なっても評価する。
- e) 共同企業体の場合は、代表構成員又は構成員を対象とする。
- f) 証明資料（表彰状の写し等）により確認する。
- g) 業務内容により適宜設定すること。

4.2.2 指名段階【②予定管理技術者の評価】 予定管理技術者の経験及び能力

(1) 資格・実績等

1) 技術者資格等、その専門分野の内容[資格要件][技術者資格等]

<技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がない場合>

評価の着目点		判断基準	設定
資格要件	[技術者資格等] 技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 技術士、博士 ② RCCM、地質調査技士、土木学会認定技術者、 コンクリート診断士、土木鋼構造診断士 等	◎

<技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がある場合>

評価の着目点		判断基準	設定
資格要件	[技術者資格等] 技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価することを標準とする。 ① 技術士、博士 ② 国土交通省登録技術者資格 ③ 上記以外のもの (国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの)	◎

- 別記様式－6（管理技術者）の④で評価する。
- 資格を要件としている場合は、「保有資格」に記載されている内容で評価する。
- 適用及び資格は以下の表参照とし、業務内容により技術者資格等を設定すること。

適用	資格名
研究業務等高度な技術検討、 学術的知見を要する業務	博士
地質調査業務	理学・学術
地質調査分野	地質調査技士
土木関係分野	土木学会認定技術者【特別上級、上級、1級】
コンクリート建造物の維持・修繕	コンクリート診断士
鋼建造物の維持・修繕	土木鋼構造診断士

- 測量業務における測量士は、参加資格として設定しない。
- 証明資料（記載した資格の写し等）により確認する。
- 管理補助技術者を配置した場合は、管理補助技術者を対象に評価する。  
なお、管理補助技術者を配置した場合でも、予定管理技術者の要件は緩和されず、予定管理技術者の様式提出が必須である。
- 管理補助技術者は、管理技術者と同じ資格要件を求める。

2) 同種又は類似業務等の実績の内容[専門技術力][業務執行技術力]

評価の着目点		判断基準	設定
専門技術力	[業務執行技術力] 過去○年間の同種又は類似業務等の実績の内容	下記の順位で評価する。 ① 対象期間に完了した同種業務の実績、過去に○○○ ○に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 対象期間で完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。 ③ ①②以外は指名しない。	◎

- a) 別記様式－6（管理技術者）の⑤⑥、別記様式－6の2（管理技術者）及び、別記様式－6の3（管理技術者）で評価する。
- b) 対象期間は過去10年間を基本とする。（平成○年度以降公告日まで）
- c) 件数を評価する場合はその旨を入札説明書に明示する。
- d) 同種又は類似業務は、参加資格と同一の要件とする。
- e) 業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記載すること。
- f) 図面、写真等を引用する場合も含め、別記様式－6の3の1ページ以内に記載すること。
- g) 証明資料は、TECRIS登録業務以外及びTECRISに登録されている内容で必要事項を確認できない業務については、その業務を担当したことを証明する業務計画書又は業務報告書等の写しとする。
- h) 記載件数は1件とし、別記様式-2に記載した業務と同業務を記載、もしくは公告・入札説明書による。
- i) 業務内容に応じて過度な条件とならないよう適宜設定すること。
- j) 評価対象は、国、都道府県、政令市等の公共事業を実施する機関の実績とする。
- k) 配置予定管理技術者は、管理技術者及び担当技術者で過去に従事した同種及び類似業務の実績について記載する。

3) 当該事務所管内、周辺での受注実績の有無[情報収集力][地域精通度]

評価の着目点		判断基準	設定
情報収集力	[地域精通度] 過去○年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無	下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域(当該県・○○県)管内での業務実績あり。	○

- a) 別記様式－6（管理技術者）の⑨で評価する。
- b) 対象期間は過去10年間の基本とする。（平成〇〇年度以降公示日まで）
- c) 内容を評価する場合はその旨を明示する。
- d) 対象期間に完了した同種又は類似業務の実績について評価する。
- e) 評価は1件のみ行う。
- f) 業務の内容から必要に応じて、管内や地域の絞り込み、設定してもよい。（例えば当該市町村など）
- g) 評価対象は、国、都道府県、政令市等の公共事業を実施する機関の実績とする。（市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する）
- h) 証明資料は、TECRIS登録業務以外及びTECRISに登録されている内容で必要事項を確認できない業務については契約書の写し等及び業務実績の証明ができる資料とする。

#### 4) 若手技術者の配置

評価の着目点	判断基準	設定
若手技術者	下記の順位で評価する。 ① 40歳以下の管理技術者を配置 ② 上記以外	◎

- a) 別記様式－6（管理技術者）で評価する。
- b) 公告日を基準とする。

## (2) 成績・表彰

### 1) 担当した同じ業種区分の業務成績[専門技術力][業務執行技術力]

評価の着目点	判断基準	設定
専門技術力 [業務執行技術力] 過去〇年間に担当した同じ業種区分の業務成績	発注業務と同じ業種区分の平均技術者評定点を、下記の順位で評価する。 ① 〇〇点以上 ② 〇〇点以上〇〇点未満 … 〇〇点未満	◎

- a) 別記様式－7（管理技術者）の①～④で評価する。
- b) 対象期間は当該年を含まない直近の4年度間を基本とする。  
十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の度合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができる。（最大8年度）  
（平成〇年度から平成〇年度の間としてもよい。）
- c) 過去に受注した業務成績は、管理技術者、担当技術者として発注者へ提出のあったものに限り業務成績として評価する。
- d) 対象機関は入札説明書に明示すること。（設定例）

案1	国土交通省（〇〇を除く）
	国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局（〇〇を除く）
案2	国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部、並びに沖縄県土木建築部
案3	沖縄県土木建築部及び国土交通省(内閣府沖縄総合事務局開発建設部含む。)



- e) 発注業務と同じ業種区分の平均技術者評価点を評価する。
- f) 対象機関発注の発注業務と同じ業種区分の技術者評定点を〇件提出し、その平均点によって評価する。(案3においては5件程度)
- g) 「発注業務と同じ業種区分」は、原則として測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録における業種区分、登録業種とする。(又は一般競争参加資格審査における業種区分)
- h) 成績の平均点は、少数点第2位を四捨五入し、少数点第1位止めとする。

$$\text{過去4年度間の平均} = (\text{申請の評価点の合計}) / (\text{当該業務での申請件数})$$

- i) 様式記載分の業務の成績表の写しにより確認する。その場合、業務名称、発注機関名及び押捺、技術者氏名、管理・担当技術者の分類等を確認できるものを評価する。
- j) TECRIS 登録登録していない業務は契約書の写し及び業務分類等が分る資料を証明資料とすること。

k) 【案1】対象機関：  
国土交通省(〇〇を除く)又は、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部(〇〇を除く)の場合  
対象期間に完了した業務について、担当した対象機関の発注業務における同じ業種区分の平均技術者評定点を評価する。  
成績評価を受けた対象機関発注業務の業務実績がない場合には加点しない。

l) 【案2】対象機関：  
国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部、並びに沖縄県土木建築部の場合

対象機関発注の対象期間における発注業務と同じ業種区分の平均技術者評定点を評価する。  
業務実績の不足等により〇件提出できない場合は、1件不足につき1ランク下げて評価する。  
沖縄県土木建築部が発注した業務の申告が1件も無い場合も1ランク下げて評価する。業務実績がない場合は加点しない。

m) 【案3】対象機関：  
沖縄県土木建築部及び国土交通省(内閣府沖縄総合事務局開発建設部含む)の場合

対象機関発注の対象期間における発注業務と同じ業種区分の平均技術者評価点を下表で評価する。  
沖縄県土木建築部発注の業務の申請が1件も無い場合は、評価を1段階引き下げる。平均値が55点未満の場合は、加点しない。  
対象期間において、100万円以上の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合には加点しない。

申請件数の平均点↓					
80点以上	⑤	④	③	②	①
75点以上80点未満	⑥	⑤	④	③	②
70点以上75点未満	⑦	⑥	⑤	④	③
65点以上70点未満	⑧	⑦	⑥	⑤	④
60点以上65点未満	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤
55点以上60点未満	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥
申請件数→	1	2	3	4	5



- n) 業務内容に応じて適宜設定すること。
- o) その他客観的に方法があれば変更することも可能である。

2) **技術者表彰の有無[専門技術力][業務執行技術力]**

評価の着目点		判断基準	設定
専門技術力	[業務執行技術力] 過去〇年間の優良業務技術者表彰の有無	優良業務技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 表彰実績有り ② 表彰実績なし	〇

- a) 別記様式－6の⑨で評価する。
- b) 表彰された年度を含まない過去4年度間を基本とする。(令和〇年度から令和〇年度末まで)
- c) 表彰対象機関は、沖縄県 土木建築部のみとする。
- d) 様式に記載された優良業者技術者表彰1業務については、同種・類似業務の業務種別と異なっても評価する。
- e) 証明資料(表彰状の写し等)により確認する。
- f) 業務内容により適宜設定すること。

3) **当該部門従事期間[専門技術力][業務執行技術力]**

評価の着目点		判断基準	設定
専門技術力	[業務執行技術力] 当該部門従事期間	技術者資格で申請のあった部門に対して、下記の順位で評価する。 ① 当該部門の従事期間が〇年以上 ② 当該部門の従事期間が△年以上	〇

- a) 別記様式－6(管理技術者)の⑧で評価する。
- b) 技術者資格で申請のあった部門に対する従事期間で評価する。
- c) 〇年は\_\_年、△は\_\_年とすることを標準とする。
- d) 従事期間は、競争参加資格又は評価の対象となっているものの取得後の経歴を評価する。また、経験年数の算出は次例を参考に記載する。1月(31日)に満たない場合は切り捨てる。

例) 平成21年8月15日公告の場合  
技術士(総合技術管理部門・建設一道路)の場合には、取得までの実績10年、登録日が平成15年3月17日、取得後の年数は6年4ヶ月。  
よって従事期間は→10年+6年4ヶ月=16年4ヶ月

- e) 従事期間算定の技術士(総合技術管理部門)に対する特別措置を適用する。
- f) 業務内容に応じて適宜設定すること。

(3) 手持ち業務

1) 手持ち業務金額及び件数（特定後未契約のものを含む。）

評価の着目点		判断基準	設定
手持ち業務	手持ち業務金額及び件数	下記の項目に該当する場合は指名しない。 ・ 手持ち業務の契約金額が〇円以上又は、 手持ち業務の件数が〇件以上	◎

- a) 別記様式－6（管理技術者）の⑦で評価する。
- b) 手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている 500 万円以上の他の業務を対象とする。
- c) 公告日時点（ただし、前年度公告し次年度4月以降契約する業務は4月1日時点）において、下記の項目に該当する場合は選定しない。

手持ち業務の契約金額が〇円以上、又は手持ち業務の件数が〇件以上。  
ただし、契約金額が、1,000 万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が△円以上、又は手持ち業務の件数が△件以上。

- d) 「〇円以上」は5億円程度、「〇件以上」は10件程度を基本とする。  
また、「△円以上」は2億円程度、「△件以上」は5件程度を基本とする。
- e) 対象機関は、国・県・市町村・民間等の全てが対象である。
- f) 本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後ろに「特定済み」と記載すること。
- g) 業務内容に応じて適宜設定すること。
- h) TECRIS 登録をしていない業務は証明ができる資料を証明資料とすること。

#### 4.2.3 指名段階【③業務実施体制】

##### 1) 業務実施体制の妥当性

評価の着目点	判断基準
業務実施体制の妥当性	<p>下記のいずれかの項目に該当する場合には指名しない。</p> <p>① 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。</p> <p>② 設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。</p> <p>③ 主たる部分が再委託予定となっている。</p>

- a) 別記様式－4で評価する。
- b) 1者単独、設計共同体、いずれの場合においても業務の分担について記載すること。（業務の分担を行わない場合は記載する必要は無い）
- c) 設計共同体により業務を実施する場合は、様式備考欄に設計共同体の構成員である旨を記載するとともに、企業名等を記載すること。また、代表者はその旨を記載すること。
- d) 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は、学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。
- e) 業務の主たる部分を再委託してはならない。

### 4.3 入札段階における評価留意事項

#### 4.3.1 入札段階【①予定技術者の評価】 予定技術者の経験及び能力

(1) 管理技術者[資格・実績等][成績・表彰]

1) 管理技術者技術者資格等、その専門分野の内容 [資格要件][技術者資格等]

<技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がない場合>

評価の着目点		判断基準	設定
資格要件	[技術者資格等]技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 技術士、博士 ② RCCM、地質調査技士、土木学会認定技術者、コンクリート診断士、土木鋼構造診断士 等	◎

<技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がある場合>

評価の着目点		判断基準	設定
資格要件	[技術者資格等]技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価することを標準とする。 ① 技術士、博士 ② 国土交通省登録技術者資格 ③ 上記以外のもの (国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの)	◎

a) 別記様式－6（管理技術者）の④で評価する。

b) <4.2.2-(1)-1)技術者資格等、その他専門分野の内容[資格要件][技術者資格等]>と同じ。

2) 管理技術者同種又は類似業務等の実績の内容 [専門技術力][業務執行技術力]

評価の着目点		判断基準	設定
専門技術力	[業務執行技術力]過去○年間の同種又は類似業務等の実績の内容	下記の順位で評価する。 ① 対象期間に完了した同種業務の実績、過去に○○○○に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 対象期間に完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。	◎

a) 別記様式－6の2（管理技術者）、別記様式－6の3（管理技術者）で評価する。

b) <4.2.2-(1)-2) 同種又は類似業務等の実績の内容 [専門技術力][業務執行技術力]>と同じ

3) 管理技術者当該部門の従事期間[専門技術力][業務執行技術力]

評価の着目点		判断基準	設定
専門技術力	[業務執行技術力]当該部門の従事期間	下記の順位で評価する。 ① 当該部門の従事期間が○年以上 ② 当該部門の従事期間が△年以上	○

a) 別記様式－6（管理技術者）の⑧で評価する。

b) <4.2.2-(2)-2) 当該部門従事期間[専門技術力][業務執行技術力]>と同じ

4) **管理技術者**当該事務所管内、周辺での受注実績の有無 [情報収集力][地域精通度]

評価の着目点		判断基準	設定
情報収集力	[地域精通度] 過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無	対象期間に完了した業務実績について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域(当該県・〇〇県)管内での業務実績あり。	○

- a) 別記様式－6（管理技術者）の⑨で評価する。  
b) <4.2.2-(1)-3) 当該事務所管内、周辺での受注実績の有無 [情報収集力][地域精通度]>と同じ

5) **管理技術者**CPD

評価の着目点		判断基準	設定
CPD		CPD取得単位を評価する。 ① 過去〇年間の平均取得単位が〇単位以上 ② 過去△年間の平均取得単位が〇単位以上	○

- a) 別記様式－7（管理技術者）の⑤で評価する。  
b) 単位取得証明書は、当該業務の公告日の 1ヶ月前から公告等で設定した期間を対象とする。(平成〇年度から平成〇年度の間としてもよい。)  
c) 5年間で250単位、年間50単位を標準とする。  
d) CPD取得証明の写しを証明資料とする。  
e) 業務内容に応じて適宜設定すること。なお、高度な知識、専門的な知識、最新技術の活用等が見込まれ、比較的難易度が高い業務においては、CPDの項目を設定することが想定される。

6) **管理技術者**若手技術者の配置

評価の着目点		判断基準	設定
若手技術者		下記の順位で評価する。 ① 40歳以下の管理技術者を配置 ② 上記以外	◎

- a) 別記様式－6（管理技術者）で評価する。  
b) 公告日を基準とする。

7) **管理技術者**業務の業務成績[専門技術力][業務執行技術力]

評価の着目点		判断基準	設定
専門技術力	[業務執行技術力] 過去〇年間に担当した業務の業務成績	発注業務と同じ業種区分の平均技術者評定点を下記の順位で評価する。 ① 〇〇点以上 ② 〇〇点以上〇〇点未満 … 〇〇点未満	◎

- a) 別記様式－7（管理技術者）の①～④で評価する。  
b) <4.2.2-(2)-1) 担当した同じ業種区分の業務成績[専門技術力][業務執行技術力]>と同じ

8) **管理技術者**技術者表彰の有無[専門技術力][業務執行技術力]

評価の着目点		判断基準	設定
専門技術力	[業務執行技術力] 過去〇年間の優良業務 技術者表彰の有無	優良業務技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 表彰実績有り ② 表彰実績なし	○

a) 別記様式－6（管理技術者）の⑨で評価する。

b) <4.2.2-(2)-2) 技術者表彰の有無[専門技術力][業務執行技術力]>と同じ

(2) 担当技術者[資格・実績等][成績・表彰]

予定管理技術者及び予定照査技術者以外の**担当技術者**を評価の対象とする。

1) **担当技術者**技術者資格等、その専門分野の内容[資格要件][技術者資格等]

<技術者資格登録簿に担当技術者に係る資格の登録がない場合>

評価の着目点		判断基準	設定
資格要件	[技術者資格等]技術者資格等、その専門分野の内容	下記の評価順位は、①と②を同位とする。 ① 技術士、博士 ② RCCM、地質調査技士、土木学会認定技術者、コンクリート診断士、土木鋼構造診断士 等	○

<技術者資格登録簿に担当技術者に係る資格の登録がある場合>

評価の着目点		判断基準	設定
技術者資格等	[技術者資格等]技術者資格等、その専門分野の内容	下記の評価順位は、①と②を同位とし、③を次位とすることを標準とする。 ① 技術士、博士 ② 国土交通省登録技術者資格 ③ 上記以外のもの (国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの)	◎

a) 別記様式－6（担当技術者）の④で評価する。

b) <4.2.2-(1)-1) 技術者資格等、その他専門分野の内容[資格要件][技術者資格等]>と同じ。

2) **担当技術者**同種又は類似業務等の実績の内容[専門技術力][業務執行技術力]

評価の着目点		判断基準	設定
専門技術力	[業務執行技術力] 過去〇年間の同種 又は類似業務等の 実績の内容	下記の順位で評価する。 ① 対象期間に完了した同種業務の実績、過去に〇〇〇〇に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 平成〇〇年度以降公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。	○

a) 別記様式－6の2（担当技術者）及び、別記様式－6の3（担当技術者）で評価する。

b) <4.2.2-(1)-2) 同種又は類似業務等の実績の内容 [専門技術力][業務執行技術力]>と同じ

3) **担当技術者** 当該部門の従事期間[専門技術力][業務執行技術力]

評価の着目点		判断基準	設定
専門技術力	[業務執行技術力] 当該部門の従事期間	下記の順位で評価する。 ① 当該部門の従事期間が○年以上 ② 当該部門の従事期間が△年以上	○

- a) 別記様式－6（担当技術者）の⑧で評価する。  
b) <4.2.2-(2)-2) 当該部門従事期間[専門技術力][業務執行技術力]>と同じ

4) **担当技術者** 当該事務所管内、周辺での受注実績の有無[情報収集力][地域精通度]

評価の着目点		判断基準	設定
情報収集力	[地域精通度] 過去○年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無	下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域(当該県・○○県)管内での業務実績あり。	○

- a) 別記様式－6（担当技術者）の⑨で評価する。  
b) <4.2.2-(1)-3) 当該事務所管内、周辺での受注実績の有無 [情報収集力][地域精通度]>と同じ

5) **担当技術者** CPD

評価の着目点		判断基準	設定
CPD		CPD取得単位を評価する。 ① 過去○年間の平均取得単位が○単位以上 ② 過去△年間の平均取得単位が○単位以上	○

- a) 別記様式－7（担当技術者）の⑤で評価する。  
b) <4.3.1-(1)-5) **管理技術者** CPD>と同じ

6) **担当技術者** 業務の業務成績[専門技術力][業務執行技術力]

評価の着目点		判断基準	設定
専門技術力	[業務執行技術力] 過去○年間に担当した業務の業務成績	発注業務と同じ業種区分の平均技術者評定点を、下記の順位で評価する。 ① ○○点以上 ② ○○点以上○○点未満 … ○○点未満	○

- a) 別記様式－7（担当技術者）の①～④で評価する。  
b) <4.2.2-(2)-1) 担当した同じ業種区分の業務成績[専門技術力][業務執行技術力]>と同じ

7) **担当技術者**技術者表彰の有無[専門技術力][業務執行技術力]

評価の着目点		判断基準	設定
専門技術力	[業務執行技術力] 過去〇年間の優良業務技術者表彰の有無	優良業務技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 表彰実績有り ② 表彰実績なし	○

a) 別記様式－6（担当技術者）の⑨で評価する。

b) <4.2.2-(2)-2) 技術者表彰の有無[専門技術力][業務執行技術力]>と同じ

(3) 照査技術者[資格・実績等][成績・表彰]

照査技術者を配置するときに評価の対象とする。

1) **照査技術者**技術者資格等、その専門分野の内容[資格要件][技術者資格等]

<照査技術者を配置し、技術者資格登録簿に照査技術者に係る資格の登録がない場合>

評価の着目点		判断基準	設定
資格要件	[技術者資格等] 技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 技術士、博士 ② RCCM、地質調査技士、土木学会認定技術者、コンクリート診断士、土木鋼構造診断士 等	◎

<照査技術者を配置し、技術者資格登録簿に照査技術者に係る資格の登録がある場合>

評価の着目点		判断基準	設定
資格要件	[技術者資格等] 技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価することを標準とする。 ① 技術士、博士 ② 国土交通省登録技術者資格 ③ 上記以外のもの (国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの)	◎

a) 別記様式－6（照査技術者）の④で評価する。

b) <4.2.2-(1)-1) 技術者資格等、その他専門分野の内容[資格要件][技術者資格等]>と同じ。

2) **照査技術者**同種又は類似業務等の実績の内容[専門技術力][業務執行技術力]

評価の着目点		判断基準	設定
専門技術力	[業務執行技術力] 過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容	下記の順位で評価する。 ① 対象期間に完了した同種業務の実績、過去に〇〇〇〇に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 平成〇〇年度以降公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。	○

a) 別記様式－6の2（照査技術者）及び、別記様式－6の3（照査技術者）で評価する。

b) <4.2.2-(1)-2) 同種又は類似業務等の実績の内容 [専門技術力][業務執行技術力]>と同じ。但し、職務上従事した立場は照査技術者も認める。



3) **照査技術者** 従事期間[専門技術力][業務執行技術力]

評価の着目点		判断基準	設定
専門技術力	[業務執行技術力] 当該部門の従事期間	下記の順位で評価する。 ① 当該部門の従事期間が○年以上 ② 当該部門の従事期間が△年以上	○

- a) 別記様式－6（照査技術者）の⑧で評価する。  
b) <4.2.2-(2)-2) 当該部門従事期間[専門技術力][業務執行技術力]>と同じ

4) **照査技術者** 当該事務所管内、周辺での受注実績の有無[情報収集力][地域精通度]

評価の着目点		判断基準	設定
情報収集力	[地域精通度] 過去○年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無	下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域(当該県・○○県)管内での業務実績あり。	○

- a) 別記様式－6（照査技術者）の⑨で評価する。  
b) <4.2.2-(1)-3) 当該事務所管内、周辺での受注実績の有無 [情報収集力][地域精通度]>と同じ

5) **照査技術者** CPD

評価の着目点		判断基準	設定
CPD		CPD取得単位を評価する。 ① 過去○年間の平均取得単位が○単位以上 ② 過去△年間の平均取得単位が○単位以上	○

- a) 別記様式－7（照査技術者）の⑤で評価する。  
b) <4.3.1-(1)-5) **管理技術者** CPD>と同じ

6) **照査技術者** 業務の業務成績[専門技術力][業務執行技術力]

評価の着目点		判断基準	設定
専門技術力	[業務執行技術力] 過去○年間に担当した業務の業務成績	発注業務と同じ業種区分の平均技術者評定点を、下記の順位で評価する。 ① ○○点以上 ② ○○点以上○○点未満 … ○○点未満	○

- a) 別記様式－7（照査技術者）の①～④で評価する。  
b) <4.2.2-(2)-1) 担当した同じ業種区分の業務成績[専門技術力][業務執行技術力]>と同じ。但し、職務上従事した立場は照査技術者も認める。

7) **照査技術者**技術者表彰の有無[専門技術力][業務執行技術力]

評価の着目点		判断基準	設定
専門技術力	[業務執行技術力] 過去〇年間の優良業務 技術者表彰の有無	優良業務技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 表彰実績有り ② 表彰実績なし	○

a) 別記様式－6（照査技術者）の⑨で評価する。

b) <4.2.2-(2)-2) 技術者表彰の有無[専門技術力][業務執行技術力]>と同じ

4.3.2 **入札段階【②ヒアリング】**

ヒアリングを通じた技術者の評価、技術提案内容の確認結果は書面審査とあわせて【③実施方針等】および【④評価テーマに対する技術提案】の項目に反映させる。

4.3.3 **入札段階【③実施方針】**

(1) 実施方針・実施フロー・工程表・その他

実施方針・実施フロー・工程表・その他の記述量は原則A4・1枚とし、業務内容に応じてA4・2枚までとすることができる。

評価の着目点		判断基準	設定
業務理解度		目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	◎
実施手順		業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	◎
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	◎
その他		業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	◎
		地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。	○

a) 別記様式－12 で評価する。

b) 業務の実施方針、業務のフローチャート、工程計画について評価する。

c) 指名者（共同企業体の構成員含む）及び協力を求める学識経験者等を特定する事ができる内容（具体的な社名・個人名等）が記載されている場合は評価しない。

d) 判断基準に「地域の実情把握」に関する項目が示されている場合は、「実務の実施方針」欄に記載された当該提案内容を評価する。

別記様式－12 の記入について
<ul style="list-style-type: none"> <li>ワープロで作成する参加表明書及び技術提案書の用紙は、A4（JIS-P 0138）縦とし、フォントは、10 から 12 ポイント、1 行文字数は、35 文字から 45 文字、1 ページの行数は、30 行から 40 行とし、上下左右に 20mm 以上の余白を設けるものとする。（1 行文字数 45 文字を超える部分、1 ページの行数が 40 行を超える部分については評価しない。）</li> <li>提出様式は、特に指示のない場合は各々 1 ページ以内の片面印刷（両面印刷は不可）とする。なお複数の別記様式（及び別記様式－11 を除く。）を 1 ページに集約して記載しても構わない。</li> </ul>

4.3.4 入札段階【④評価テーマ】

評価項目		評価の着目 判断基準	設定	
評価テーマに対する技術提案	全体	評価テーマ間の整合性 相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	○	
	評価テーマ1	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	◎
			着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	◎
		事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。	○	
		事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	○	
	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	◎	
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	◎	
		利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。	○	
		提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。	○	
	2	的確性、実現性、(独創性)について上記を準用		○

- a) 別記様式-13 で評価する。
- b) 評価テーマは標準型を対象とする。
- c) 評価テーマに関する具体例については、「7.3 総合評価落札方式における評価テーマ事例(案)」を参考とすること。
- d) 評価又は特定テーマに対する技術提案は、実現することを明確に記載されているものを評価する。曖昧な表現の場合は評価しない。
- e) 概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いていてもよいが、本件の為に作成したCG、詳細図面等をは評価しない。
- f) 指名者(共同企業体の構成員含む)及び協力を求める学識経験者等を特定する事ができる内容(具体的な社名・個人名等)が記載されている場合は評価しない。
- g) 地域の実情を把握した上での業務の円滑な実施に関する提案を評価項目としている場合は、当該提案を含めて評価すること。
- h) 特定・評価テーマの記載にあたっては、1テーマにつき、A4版1枚以内に記載されたものを評価する。1枚を超えたものは評価しない。

別記様式-13 の記入について
<ul style="list-style-type: none"> <li>● ワードプロで作成する参加表明書及び技術提案書の用紙は、A4 (JIS-P 0138) 縦とし、フォントは、10 から 12 ポイント、1 行文字数は、35 文字から 45 文字、1 ページの行数は、30 行から 40 行とし、上下左右に 20mm 以上の余白を設けるものとする。(1 行文字数 45 文字を超える部分、1 ページの行数が 40 行を超える部分については評価しない。)</li> <li>● 提出様式は、特に指示のない場合は各々 1 ページ以内の片面印刷(両面印刷は不可)とする。なお複数の別記様式(及び別記様式-11 を除く。)を 1 ページに集約して記載しても構わない。</li> </ul>

## 5. 総合評価落札方式による落札者の決定

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。評価値の算出方法としては、加算方式を基本とする。

評価値の算出方法は下記のとおりとする。

(1)評価値の算出式	
評価値 = 価格評価点 + 技術評価点 × <u><math>\alpha</math> (履行確実性度)</u>	
(2)価格評価点の設定の考え方	
技術評価点の満点を60点とし、価格評価点の配分点を20点から60点の範囲で決定する。	
価格評価点と技術評価点の配分 = 1 : 1 ~ 1 : 3 (価格評価点20~60点 : 技術評価点60点)	
○技術評価点の評価項目例	
・業務への取組方針	: 業務実施の着目点・実施方針
・技術提案	: 評価テーマに対する提案
・技術者資格	: 技術者資格及びその専門分野
・業務執行技術力	: 同種及び類似の業務実績・業務成績
・手持ち業務	: 手持ち業務の金額及び件数
価格評価点 = 価格評価点の配分点[20~60点] × (1 - $\frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}}$ )	
(3)技術評価点の算出式	
技術評価点 = 技術評価点[60点] × ( $\frac{\text{技術評価の得点合計点}}{\text{技術評価の配置合計点}}$ )	

$\alpha$  (履行確実性度) については、予定価格超過者以外の者全てについて、ヒアリング等実施する (ヒアリングについて、一部省略できるケースもある。) もので、【別紙】「履行確実性の審査・評価のための追加資料等」により算出する。

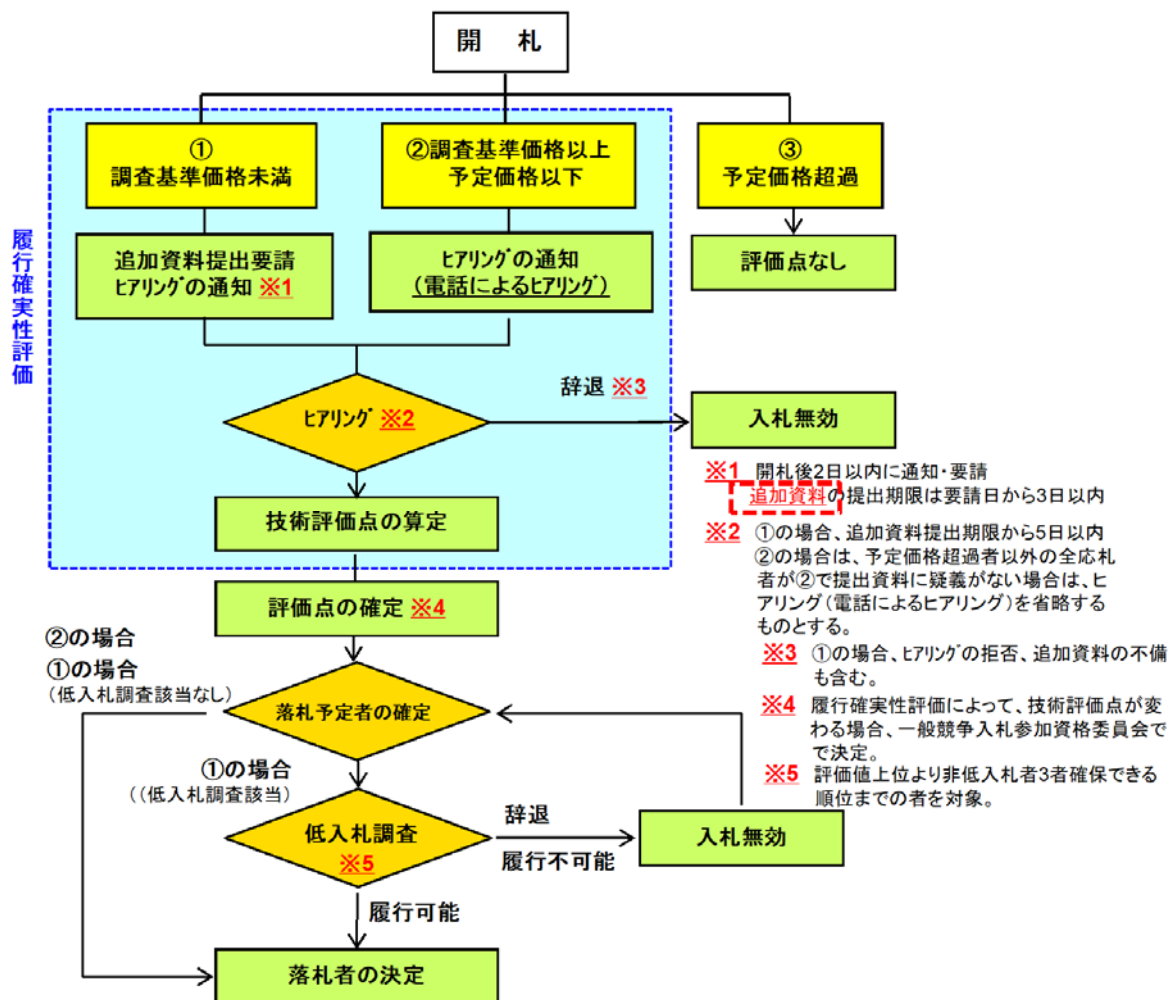
事例：総合評価落札方式 (簡易型) イメージ

		評価値			
		技術評価点			
		価格評価点	企業の 経験及び能力	配置予定技術者の 経験及び能力	技術提案評価点
履行確実性 評価前 ⇒	価格評価点	企業の 経験及び能力	配置予定技術者の 経験及び能力	実施方針	
履行確実性 評価後 ⇒	価格評価点	企業の 経験及び能力	配置予定技術者の 経験及び能力	実施方針 × $\alpha$	

【別紙】「履行確実性の審査・評価のための追加資料等」より抜粋

※ヒアリングの省略について

予定価格超過者以外の全応募者が②（調査基準価格以上、予定価格以下）で提出資料に疑義がない場合は、ヒアリング（電話によるヒアリング）を省略するものとし、別紙3、参考様式5を作成し審査会・資格委員会等へ説明する。別紙3には『提出資料に疑義がない』で整理。（別紙3-1、3-2、3-3は省ける。))



## 6. その他留意事項

### 6.1 評価内容の担保

契約の相手方として落札決定を受けた者が行った実施方針及び評価テーマに係る技術提案の内容を、適切に契約条件として反映する。

#### (1)総合評価落札方式における評価内容の担保方法

##### ①契約書又は特記仕様書における明示

落札者を決定した場合は、落札者決定に反映された技術提案について、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決めておくものとする。

契約書又は特記仕様書に記載し履行を確保する内容には、標準レベルの提案内容ととらえて加点を行わなかった内容も含めるものとする。

##### ②評価内容の担保

契約書に明示された技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償の請求を行うことができる。

また、業務成績評定の業務執行に係る過失に伴う減点の「業務執行上の過失」として、評価項目（その他）にチェックして、3点減点対象とする。

##### ③特記仕様書記載例

受注者が入札時に提出した技術提案の内容については、業務着手時まで提出する業務計画に反映の上、調査職員の確認を受け、確実に履行するものとするが、履行できない状況が発生した場合は、受発注者で協議すること。

なお、受発注者協議のうえ、受注者の責により技術提案が実施されなかった場合は、契約書に基づき、修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償の請求を行うことができる。

また、業務成績評定の減点対象とする。

### 6.2 中立かつ公正な審査・評価の確保

適用にあたっては、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う。

#### (1) 土木建築部における学識経験者の意見聴取

土木建築部においては、実施方針及び複数の業務に共通する評価方法を定めようとするときは、学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別業務の評価方法、技術提案書の落札者決定について意見を聴く。

##### a) 実施方針の策定

適用業務を決定するにあたり、学識経験者の意見を聴取する。

##### b) 複数の業務に共通する評価方法の策定

入札の評価に関する基準（評価項目、評価基準及び得点配分）及び、落札者の決定方法を検討するにあたり、学識経験者の意見を聴取する。

## (2) 技術提案に関する機密の保持

発注者は、提出された技術提案については、提案自体が各提案者の知的財産であることに鑑み、他者に提案者の技術提案内容に関する事項が知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、その取扱いに留意する。

また、審査委員会等の学識経験者についても本審議の中で知り得た秘密を他に漏らしてはならず、職を退いた後も同様とする。

## 6.3 情報公開

手続の透明性・公平性を確保するため、指名・入札段階の評価に関する基準、落札者の決定方法は、あらかじめ入札説明書等に明示する。

また、技術提案書提出者や入札参加者の技術評価点について記録し、契約後、速やかに公表する。

### (1) 総合評価落札方式

#### 1) 手続開始

総合評価落札方式の適用業務では、入札説明書等において以下の事項を明示する。

1) 総合評価落札方式の適用の旨 2) 指名されるために必要な要件 ・入札参加者に要求される資格 ・入札参加者を選定するための基準	3) 総合評価に関する事項 ・落札者の決定方法 ・総合評価の方法
--	--

#### 2) 落札者決定後

総合評価落札方式を適用した業務において落札者を決定した場合は、契約後速やかに以下の事項を公表する。

1) 落札した業者名 2) 各業者の入札価格 3) 各業者の価格評価点 4) 各業者の技術評価点 5) 各業者の評価値
---

#### 3) 苦情及び説明要求等の対応

審査結果については、入札者の苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録しておく。

## 6.4 管理補助技術者の配置について

・管理補助技術者は、若手技術者の配置に関係なく配置できる。

(なお、若手技術者の配置がない場合は、評価加点は行わない。)

・管理補助技術者を配置した場合は、業務実施体制上、担当技術者として業務に配置し、テクリスへ登録するものとする。

・管理補助技術者を配置した場合は、業務打ち合せ時に管理技術者と同席するものとする。

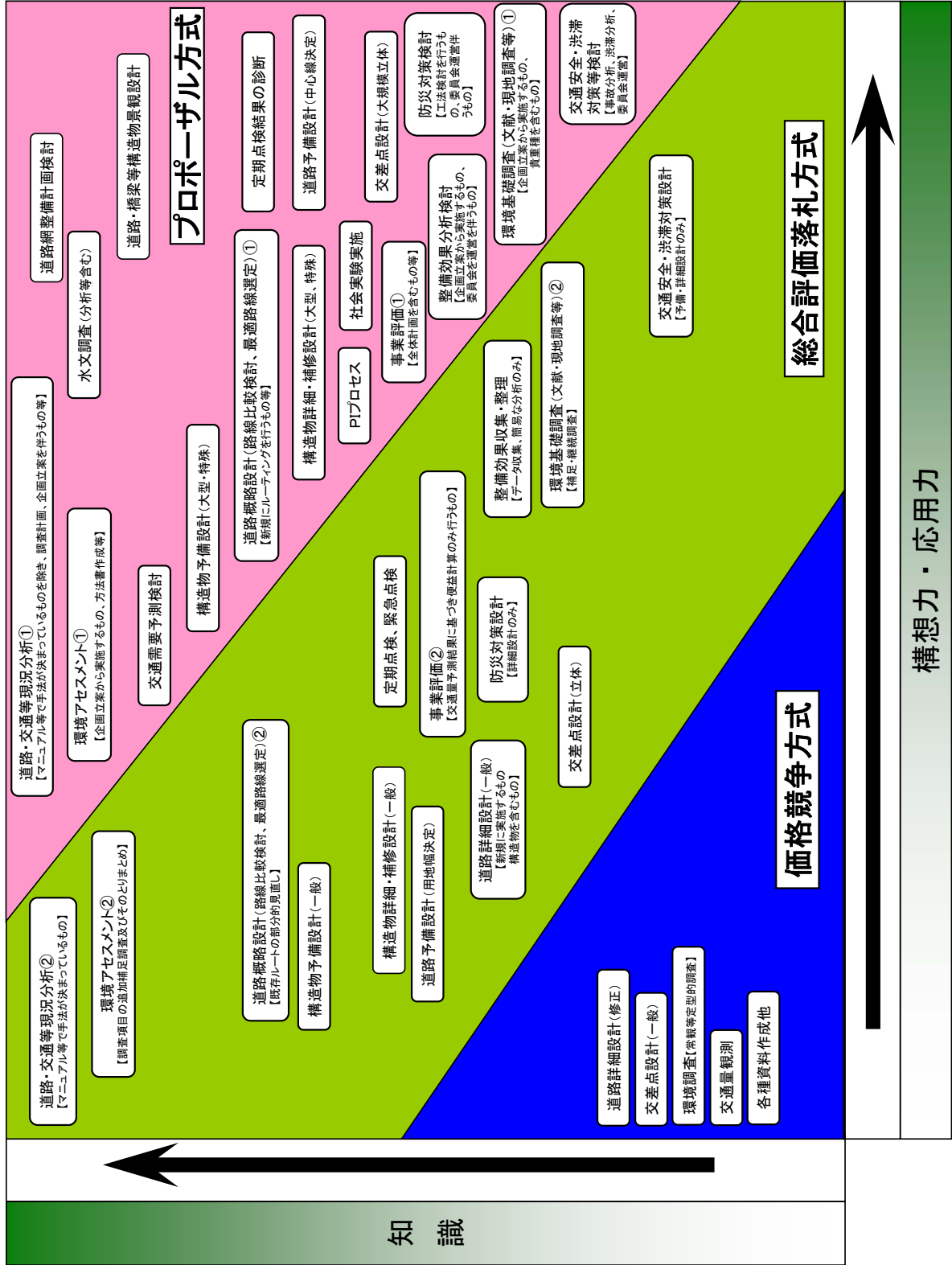
・なお、管理補助技術者の実績は、担当技術者としての実績となる。



## 7. 参考資料

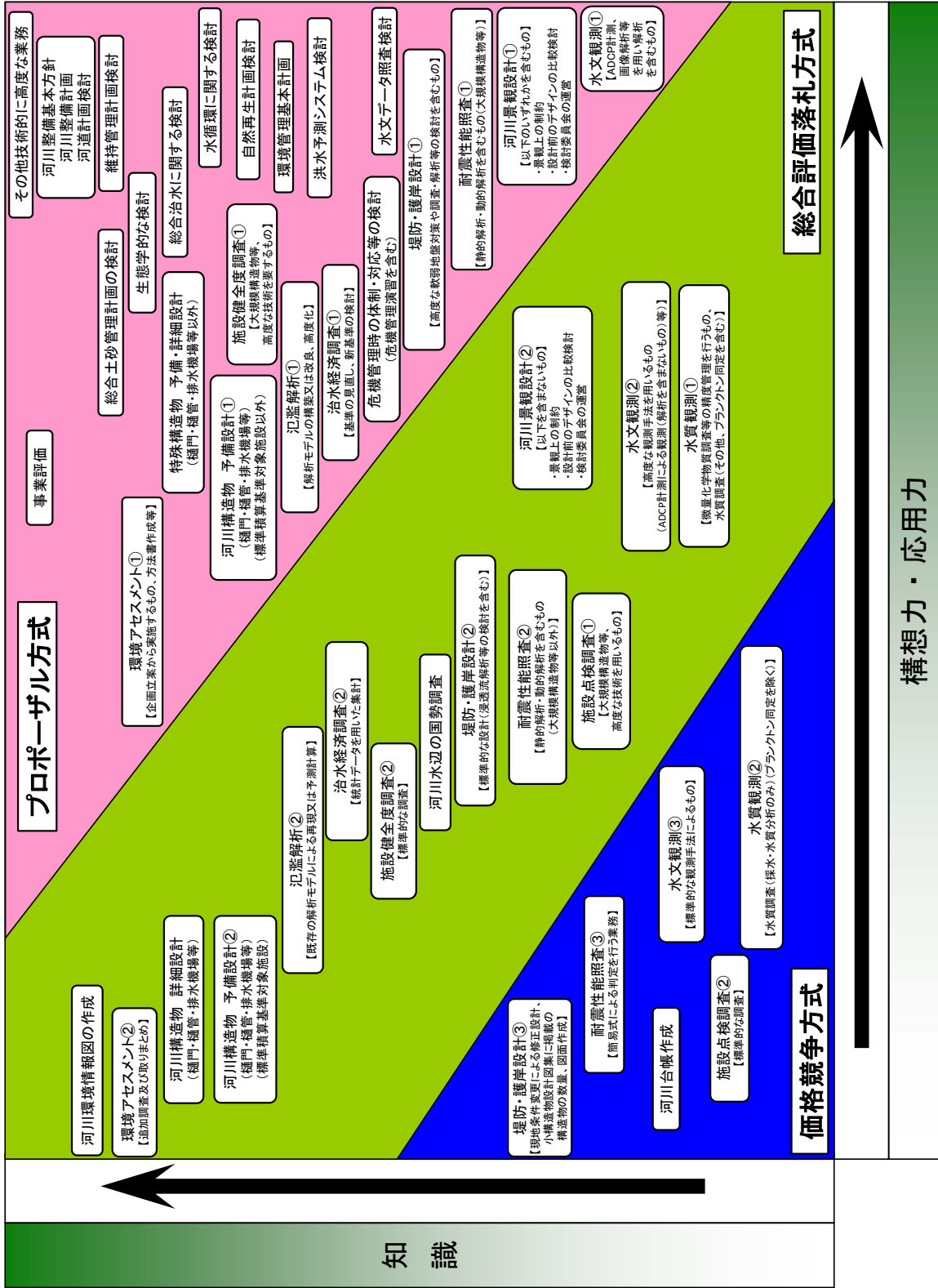
### 7.1 標準的な発注方式事例

【道路事業】



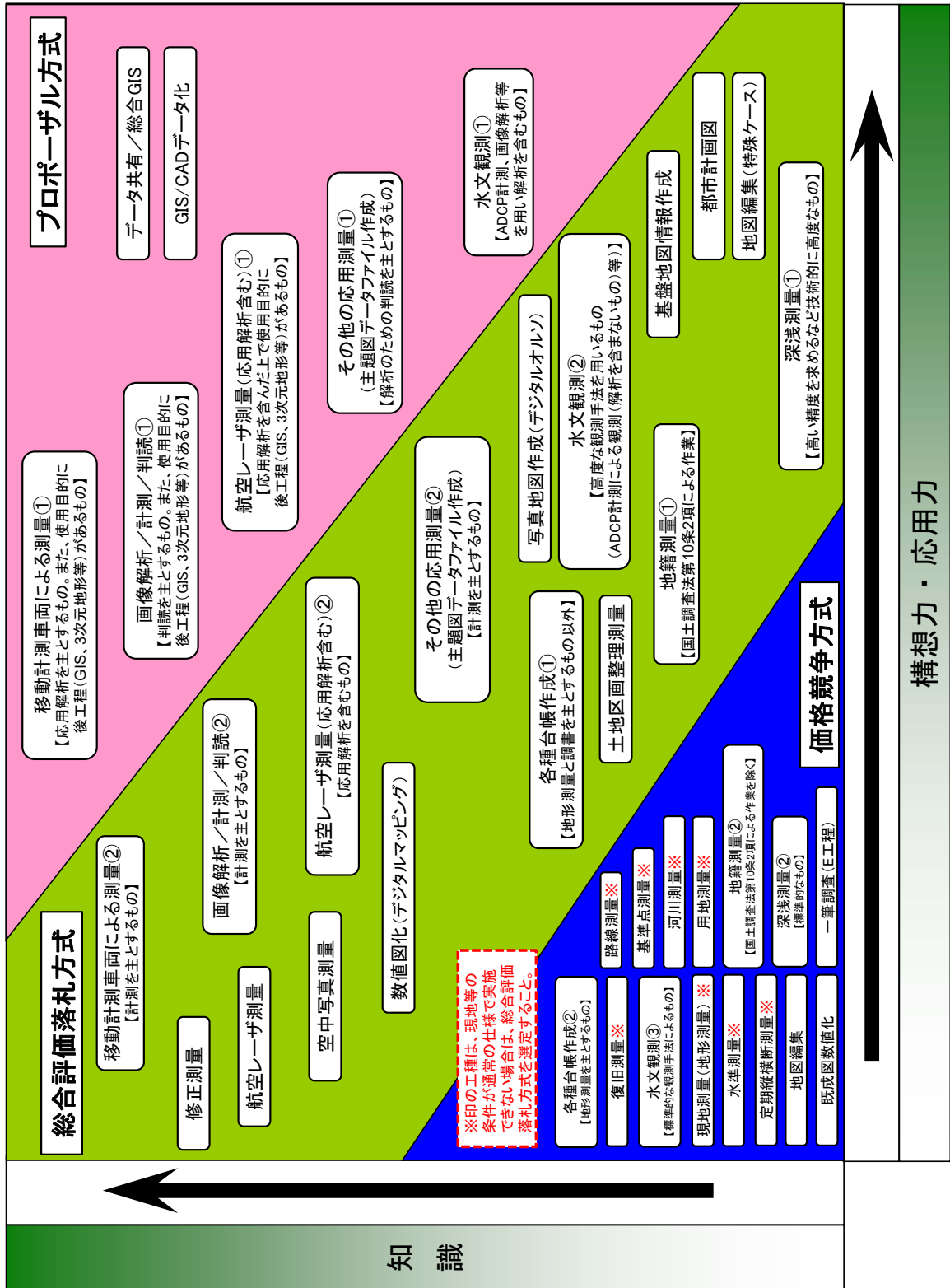


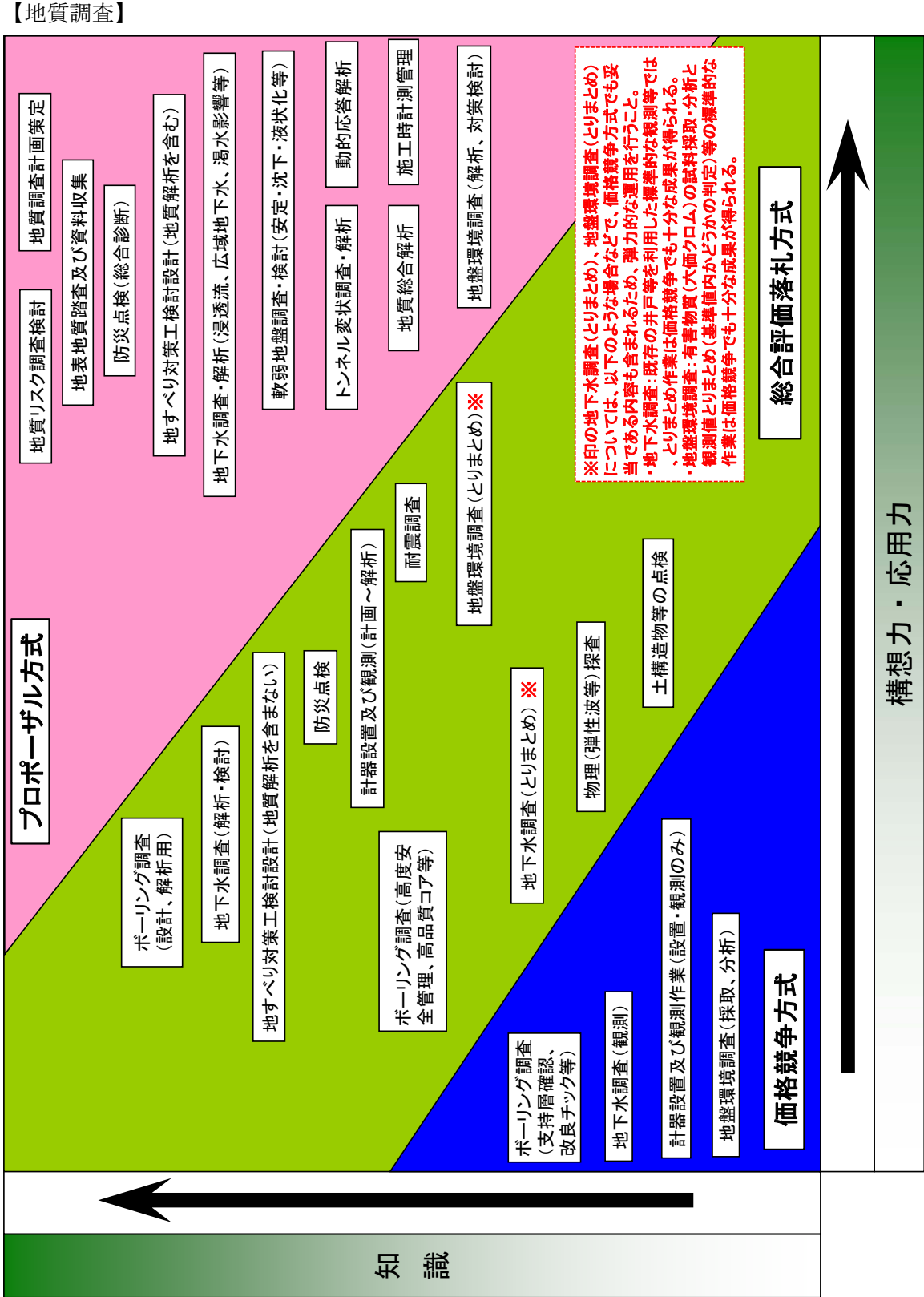
【河川事業】



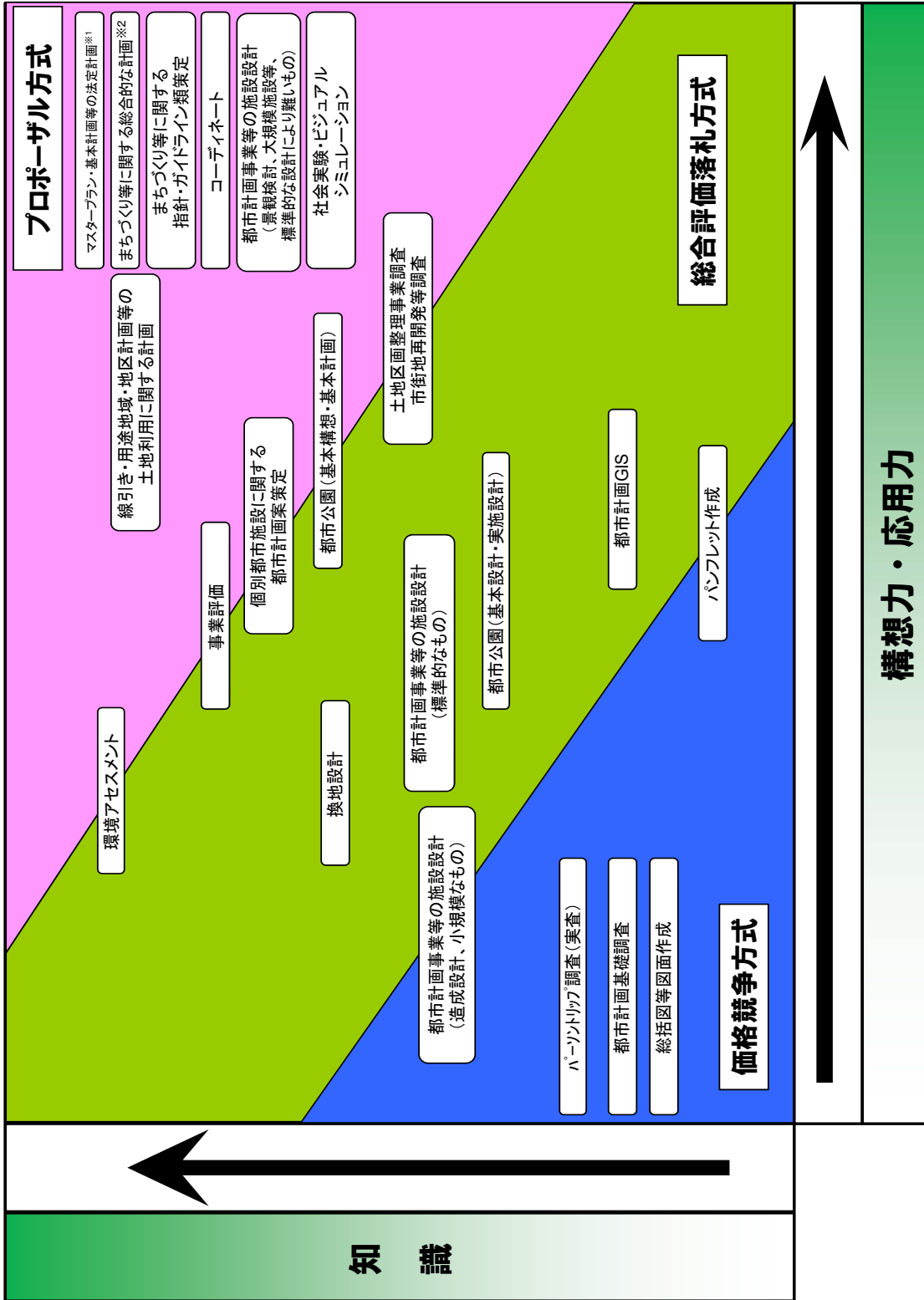
知識

【測量調査】





【都市事業】



※1 都市計画区域マスタープラン、市町村マスタープラン、都市再開発方針、線の基本計画、都市再生整備計画、都市街地活性化基本計画、歴史的風致維持向上計画、景観計画 等  
 ※2 都市交通に関するマスタープラン・戦略、市街地整備に関する戦略(大街区化等)、都市の観光・環境(低炭素都市づくり等)、防災等に関する基本的な計画 等





【道路事業】

実績として評価する業務 発注対象業務	道路計画					環境調査		景観	道路設計				構造物設計				トンネル	防災	点検		資料作成								
	道路網整備計画検討	道路・交通等現況分析	交通需要予測検討	PIプロセス・社会実験実施	事業評価	整備効果分析検討	環境アセスメント	環境基礎調査（文献・現地調査等）	環境調査（常時観測等）	交通量観測	道路・橋梁等構造物景観設計	道路概略設計（路線比較検討、最適路線選定）	道路予備設計（中心線決定）	交通安全・渋滞対策等検討	道路予備設計（用地幅決定）	道路詳細設計	交差点設計（一般）	構造物予備・補修設計（大型、特殊）	構造物予備設計（一般）	構造物詳細設計（大型、特殊）	構造物詳細・補修設計（一般）	交差点設計（立体交差）	トンネル設計	防災対策検討	定期点検、緊急点検	定期点検結果の診断	各種資料作成		
道路網整備計画検討	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○																					
道路・交通等現況分析	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○																					
交通需要予測検討	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○																					
PIプロセス・社会実験実施	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○																					
事業評価	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○																					
整備効果分析検討	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○																					
環境アセスメント	○	○	○	○	○	○	◎	◎																					
環境基礎調査（文献・現地調査等）	○	○	○	○	○	○	◎	◎																					
環境調査（常時観測等）	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
交通量調査	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
景観										◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
道路設計											◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
道路概略設計（路線比較検討、最適路線選定）											◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
道路予備設計（中心線決定）											◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
交通安全・渋滞対策等検討											◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
道路予備設計（用地幅決定）											◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
道路詳細設計											◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
交差点設計（一般）											◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
構造物設計												◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
構造物予備・補修設計（大型、特殊）												◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
構造物予備設計（一般）												◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
構造物詳細設計（大型、特殊）												◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
構造物詳細・補修設計（一般）												◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
交差点設計（立体交差）												◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
トンネル												◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
トンネル設計												◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
防災												◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
防災対策検討												◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
点検																													
定期点検、緊急点検												◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
定期点検結果の診断												◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
資料作成																													
各種資料作成	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

◎： 同種業務として評価。ただし、内容により類似業務として評価  
 ●： 類似業務として評価。ただし、内容により同種業務として評価  
 ○： 類似業務として評価







### 7.3 総合評価落札方式における評価テーマ事例（案）

評価テーマに関する具体例

#### 【河川編】

区分		評価テーマ
総合的なコストに関する事項		工事コストを縮減するための着目点について 維持管理コストを縮減するための着目点について その他（補償費等）のコスト縮減に関する着目点について 工期短縮のための施工計画立案にあたっての着目点について
業務成果物の品質、精度に関する事項		親水護岸利用者への安全対策に関する着目点について 親水護岸利用者のアクセスに関する検討における留意点について 軟弱地盤における設計上の留意点について コンクリートの耐久性の向上に関する着目点について 樋門の操作性、水密性の向上に関する着目点について
社会的要請に関する事項	環境の維持	河道掘削における魚類の生息・繁殖ための配慮事項に関する着目点 について 河川及び周辺の自然環境の保全に関する設計上の着目点について 周辺環境を考慮した景観検討における着目点及び検討にあたっての留意点について 周辺住環境を考慮した設計における留意点について 周辺環境を考慮した構造、工法等の着目点について 施工時の騒音・振動対策に関する着目点について 貴重種等の生息する環境での作業における保全対策立案にあたっての留意点 CO <sub>2</sub> 等の削減に関する着目点について 施工時の濁水処理対策の着目点について
	施工への配慮・工夫	地域特性、現場条件（具体的に記載）を踏まえた効率的な施工計画立案にあたっての着目点 効率的な仮締切に関する施工計画立案にあたっての着目点について 河川環境への影響の最小化に関する施工上の着目点 自然現象（降雨及び降雪）を考慮した調査・設計上の留意点について 現場の施工ヤードを考慮した施工計画立案にあたっての着目点について 近接構造物（JR、建築物等）への影響を配慮した構造・工法に関する留意点について
	特別な安全対策	河川利用者に対する特別な安全対策に関する着目点について 現道交通に配慮した工事車両進入路等に関する安全対策立案にあたっての留意点
	省資源対策又はリサイクル対策	現場発生土、コンクリート殻等の有効活用に関する着目点について リサイクルに関する着目点について 既存構造物の有効活用に関する検討

【道路編】

区分		評価テーマ
総合的なコストに関する事項		<p>工事コストを縮減するための着目点について</p> <p>維持管理コストを縮減するための着目点について</p> <p>その他（補償費等）のコスト縮減に関する着目点について</p> <p>工期短縮のための施工計画立案にあたっての着目点について</p>
業務成果物の品質、精度に関する事項		<p>軟弱地盤における設計上の留意点について</p> <p>コンクリートの耐久性の向上に関する着目点について</p> <p>舗装の初期性能の持続性に関する留意点について</p> <p>塩害・風雪に対する初期性能の持続性に関する留意点について</p>
社会的要請に関する事項	環境の維持	<p>周辺環境を考慮した景観検討における着目点及び検討にあたっての留意点について</p> <p>周辺住環境を考慮した設計における留意点について</p> <p>周辺環境を考慮した構造、工法等の着目点について</p> <p>施工時の騒音・振動対策に関する着目点について</p> <p>貴重種等の生息する環境での作業における保全対策立案にあたっての留意点</p> <p>CO<sub>2</sub>等の削減に関する着目点について</p> <p>施工時の濁水処理対策の着目点について</p>
	施工への配慮・工夫	<p>地域特性、現場条件（具体的に記載）を踏まえた効率的な施工計画立案にあたっての着目点</p> <p>現況交通への影響を最小限とするための施工計画立案にあたっての着目点について</p> <p>現場の施工ヤードを考慮した施工計画立案にあたっての着目点について</p> <p>近接構造物（JR、建築物等）への影響を配慮した構造・工法に関する留意点について</p>
	特別な安全対策	<p>現道交通に配慮した工事車両進入路等に関する安全対策立案にあたっての留意点</p> <p>第三者（歩行者等）の安全に配慮した施工計画立案にあたっての着目点について</p>
	省資源対策又はリサイクル対策	<p>現場発生土、コンクリート殻等の有効活用に関する着目点について</p> <p>リサイクルに関する着目点について</p>

【測量編】

区分		評価テーマ
総合的なコストに関する事項		<p>現地作業におけるコスト削減の工夫</p> <p>設計、施工、維持管理まで含めた総合的なコスト削減の工夫の着眼点について</p> <p>後続業務を見据えた効率的作業実施のあり方の提案</p> <p>撮影計画における効率的な対空標識及び標定点の配置計画の検討にあたっての留意点</p> <p>&lt;空中写真測量&gt;</p>
業務成果物の品質、精度に関する事項		<p>測量精度の確保・向上のための工夫</p> <p>海上での高密度な海底地形情報把握のための工夫</p> <p>ダム堆砂量の経年変化を把握するための測量計画の立案</p> <p>土石流危険箇所を把握するための技術的事項の提案</p> <p>効率的な空中撮影に関する工夫</p> <p>急峻地における詳細地形把握のための工夫</p> <p>工期短縮のための測量計画の立案</p> <p>公団混乱地域、住宅密集地域、現道上で作業する場合の留意点について</p> <p>地形や気象、地域性等を考慮した撮影・計測の方法について&lt;空中写真測量&gt;</p>
社会的要請に関する事項	環境の維持	貴重種等が生息する自然環境における測量作業における配慮事項
	施工への配慮・工夫	<p>工事段階まで活用できる基準点の配置・管理方法の提案</p> <p>用地巾杭設定のための的確な測量計画に関する配慮事項</p>
	特別な安全対策	<p>現道上での測量作業における安全対策に関する提案</p> <p>交通誘導員、熊対策ハンター、ハブ対策監視員等の配置による安全対策計画</p> <p>山間地での「気象」「障害物」などの安全判断について</p> <p>作業時の住民周知、駐車方法、身分証明書の携帯等地域住民の生活環境に配慮に関する提案</p>
	省資源対策又はリサイクル対策	

【地質調査編】

区分		評価テーマ
総合的なコストに関する事項		<p>現地作業におけるコスト削減のための工夫</p> <p>設計、施工、維持管理まで含めた総合的なコスト削減の工夫の着眼点</p> <p>後続業務を見据えた効率的作業実施のあり方の提案</p>
業務成果物の品質、精度に関する事項		<p>地盤特性に応じたコアサンプリングにおける乱れの少ない資料採取に関する工夫</p> <p>適切なボーリング調査箇所配置計画及び原位置試験計画立案</p> <p>対象構造物に応じた地質断面図等の作成、品質向上に関する工夫</p> <p>工期短縮のための施工計画の立案</p> <p>地山の地下水状況把握のための調査・試験実施時の留意点</p> <p>地すべりの変形メカニズム及び正確なすべり面の判定を行うための着目点</p>
社会的要請に関する事項	環境の維持	<p>ボーリング実施時の濁水対策に関する工夫</p> <p>周辺環境に配慮した効率的な進入路等仮設計画の立案にあたっての留意点</p> <p>本調査における周辺環境への配慮事項又は留意点</p>
	施工への配慮・工夫	<p>調査位置・深度の設定の妥当性・的確性向上のための工夫</p> <p>効率的なボーリング調査箇所配置計画及び現位置試験計画の立案</p> <p>設計・施工上必要とされる情報が確実に取得できる調査・観測手法の提案</p>
	特別な安全対策	<p>急峻地形等におけるボーリング調査時の安全性向上のための工夫</p> <p>水上、湿地、市街地等の現場条件における足場、仮囲い等の対策について</p> <p>交通誘導員、熊対策ハンター、ハブ対策監視員等の配置による安全対策計画について</p> <p>特殊鉱物（特に危険な物質）を取り扱う場合の安全対策</p> <p>危険物（有害な特殊鉱物や有毒ガス等）を発見した場合の安全対策</p>
	省資源対策又はリサイクル対策	

【港湾編】

区分		評価テーマ
総合的なコストに関する事項		<p>工事コストを縮減するための着目点について</p> <p>維持管理コストを縮減するための着目点について</p> <p>その他（補償費等）のコスト縮減に関する着目点について</p> <p>工期短縮のための施工計画立案にあたっての着目点について</p>
業務成果物の品質、精度に関する事項		<p>耐震性向上に対する設計上の着眼点について</p> <p>地盤改良に関する設計上の着眼点について（液状化対策・地盤強度増加）</p> <p>荷役に適したエプロン舗装の設計上の留意点について（排水・沈下・耐久性・耐摩耗性）</p> <p>塩害等の変状に対する性能の持続性に対する着眼点について</p> <p>取付部における構造・工法に対する着眼点について</p>
社会的要請に関する事項	環境の維持	<p>周辺環境を考慮した景観検討における着目点及び検討にあたっての留意点について</p> <p>周辺住環境を考慮した設計における留意点について</p> <p>周辺環境を考慮した構造、工法等の着目点について</p> <p>施工時の騒音・振動対策に関する着目点について</p> <p>海洋環境に配慮した設計における留意点について</p> <p>貴重種等の生息する環境での作業における保全対策立案にあたっての留意点</p>
	施工への配慮・工夫	<p>現道交通に配慮した工事車両進入路等に関する安全対策立案にあたっての留意点について</p> <p>施工計画立案にあたっての船舶航行に配慮した着目点について（航路等への工事制限区域の削減）</p>
	特別な安全対策	<p>急峻地形等におけるボーリング調査時の安全性向上のための工夫</p> <p>水上、湿地、市街地等の現場条件における足場、仮囲い等の対策について</p> <p>交通誘導員、熊対策ハンター、ハブ対策監視員等の配置による安全対策計画について</p> <p>特殊鉱物（特に危険な物質）を取り扱う場合の安全対策</p> <p>危険物（有害な特殊鉱物や有毒ガス等）を発見した場合の安全対策</p>
	省資源対策又はリサイクル対策	<p>現場発生土、コンクリート殻等の発生抑制や有効活用に関する着眼点について</p> <p>リサイクルに関する着目点について</p>

## 7.4 様式について

別記様式	
別記様式－1 別記様式－1の2	参加表明書（鑑） 参加表明書添付様式
別記様式－2 別記様式－2の2	企業の実績等 企業の過去○年間の同種又は類似業務実績の概要
別記様式－3	企業の業務成績
別記様式－4	業務実施体制、技術者の配置体制
別記様式－5の1 別記様式－5の2 別記様式－5の3 別記様式－5の4 別記様式－5の5 別記様式－5の6	自己資本率 賠償責任保険加入 公正取引委員会の排除勧告状況 指名停止の状況 企業の平成○年度以降の当該地域における災害協定に基づく活動実績 ボランティア活動の地域貢献の実績
別記様式－6 別記様式－6の2 別記様式－6の3	予定管理・照査・担当技術者の経歴等 予定配置技術者の同種又は類似及び調査・計画業務をマネジメントした実務経験 予定配置技術者の同種又は類似及び調査・計画業務をマネジメントした実務経験説明資料
別記様式－7	予定管理・照査・担当技術者の業務成績及びCPD実績
別記様式－8	審査対象期間の追加事由（予定管理・照査・担当技術者）
別記様式－11	技術提案書の鑑
別記様式－12	業務実施方針、業務フロー、工程計画
別記様式－13	特定・評価テーマに対する技術提案
内容確認シート	内容確認シート【指名段階】 内容確認シート【入札段階】

審査会・有識者・公表用様式	
審査会様式1号 審査会様式2号	各方式に関する評価調書（○○段階）【第2回○○審査会】 各方式に関する評価調書（○○段階）【第3回○○審査会】
有識者様式1号 有識者様式2号	各方式に関する評価調書（○○段階）【評価基準】 各方式に関する評価調書（○○段階）【特定又は落札者決定】
公表用様式1号 公表用様式2号	各方式に関する評価調書（○○段階）【技術評価結果】 各方式に関する評価調書（○○段階）【総合評価結果】

別紙様式	
別紙様式－1	技術提案書の提出要請書の送付について
別紙様式－2	選定通知書（プロポーザル） 指名通知書（指名通知書）
別紙様式－3	非選定（非特定、非指名）通知書

低入札調査制度関係様式集	
別記第2号様式	当該価格で入札した理由
別記第3号様式	手持ち建設コンサルタント業務等の状況
別記第4号様式	手持ち建設コンサルタント業務の技術者配置状況表
別記第5号様式	建設コンサルタントの保有技術者名簿
別記第6号様式	手持ち建設コンサルタント業務等の状況（配置予定技術者）
別記第7号様式	配置予定技術者の保有する資格・経歴
別記第8号様式	手持ち機械等の状況
別記第9号様式	過去に受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者
別記第10号様式	経営及び信用状況に関する調書
別記第11号様式	入札価格の見積内訳書
別記第12号様式	業務実施計画
別記第13号様式	当該契約の履行体制
別記第14号様式	業務の成果及び基準図書について
別記第15号様式	誓約書
別記第16号様式	「第三者による照査等」の計画概要 16
別記第17号様式	確約書